

第6回天塩川流域委員会テープ起こし

(発言者未確認の作業過程のもの)

日時：平成17年5月27日(金) 12:30～15:20

場所：土別グランドホテル

第 6 回 天塩川流域委員会

1 . 開 会

横山計画官

それでは、時間となりましたので、ただいまより第 6 回天塩川流域委員会を開催いたします。

私は、事務局を務めさせていただいております、留萌開発建設部で流域計画官をやっております横山と申します。

議事に入りますまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、「天塩川流域委員会第 6 回委員会資料」と書かれたものがございます。

それと、資料 - 1 としまして、「天塩川水系河川整備計画について（追加資料その 3）」と書かれたものがございます。

資料 - 2 といたしまして、「意見聴取会に寄せられたご意見、その他寄せられたご意見」というものがございます。

また、資料 - 3 といたしまして、「新しい河川整備の計画制度について」というものがございます。

また、資料 - 4 といたしまして、「天塩川の河川整備計画に関して寄せられたご意見について」といったものがございます。

また、委員の皆様には、「天塩川水系河川整備計画について」というもので、第 3 回から第 5 回まで配付した資料をまとめたものを 1

冊、それから、ファイルといたしまして、「天塩川資料集」と書かれたものをお配りしております。

なお、これらの資料は会場では配付はしておりませんが、後日、ホームページに掲載いたしますので、ご覧いただけるようになります。

以上ですが、資料の足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

天塩川流域委員会の設置要領の規定によりまして、委員の2分の1以上、9名以上の出席で委員会が成立いたします。ただいま11名の委員の方が出席されておりますので、委員会は成立いたします。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、会場の皆様をお願い申し上げます。

議事進行中は静粛にさせていただきますとともに、携帯電話につきましては、マナーモード、もしくは電源をお切りください。

なお、私ども事務局の方で、委員会の記録のため、写真撮影、録音等をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、以後の議事につきましては、清水委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

2 . 議 事

1) 第5回天塩川流域委員会 議事要旨(案)

清水委員長

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

まず、議題1、第5回天塩川流域委員会議事要旨、これに関しましては、既に各委員に照会させていただき、修正意見等もいただいて修正しておりますので、この内容で決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

出羽委員

議事要旨について修正意見を出して、それを盛られています。ただし、文言について、少し考えてほしいことがあります。それで、1つは、議事要旨の治水という一番最初の項目です。そこに、1番目ですけれども、修正意見で入れていただいたのですけれども、その最後の、誉平基準点より上流の集水域の人工林と自然林の面積比率及び手入れ不足の人工林面積等を整理してほしいとなっているのですが、僕が求めたのは、そういった資料を委員会に提出した上で検討していただきたいと、検討することが必要であるというふうに修正を求めたのですが、単なる整理というのは、何かよく意味が分からないのですけれども、ですから、委員会に資料をちゃんと提出してもらって、検討する必要があるというふうに直していただきたい。

それから、4つ目のサンルダム費用対効果の資料についても、提示してほしいだけでなく、提示した上で検討する必要があるというふうに訂正していただきたい。

それから、次のページの環境の上から6番目です。これだけ巨大なダムの魚道というのは、というところです。これも同じなのですが、魚道のことについて、再度教えてほしいだけでなく、そういう資料を提示した上で検討する必要があると、そういうふう

に直していただきたいと思います。

以上、この3点です。

清水委員長

最後のところはどこでしたか。

出羽委員

2 ページ目の環境の上から 6 番目です。資料を提示した上で検討する必要があるというふうに直していただきたい。その3点です。

清水委員長

皆様いかがですか。修正するということで、よろしいでしょうか。じゃそれを修正させていただいて、決定ということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

清水委員長

引き続きまして、議題 2、天塩川河川整備計画についてということなのですけれども、

酒向委員

その前にちょっとよろしいですか。先般、3月7日に、委嘱期間の変更というものでいただいて、任期の変更内容をいただいたのです。しかし、流域委員会の設置要綱を見ますと、任期は2年とし、再任を妨げないとあるのですけれども、ここを半年だけ延ばそうと

したここについて、この委員会の存在が問われているような感じがしますので、説明いただきたいのですけれども。

井田課長

私どもで2年という任期でご議論をいただいたわけですが、たしか平成17年3月で任期が切れるということで、引き続きご議論いただきたいということで、また、再任を妨げないというふうになっておりますので、再任をお願いしたいという形です。

酒向委員

その再任で任期は2年とあるのは、これどう解釈なされたのですか。

井田課長

当初は2年ということをお願いしていたのですが、議論は引き続きやっていかなければならないということで、再任ということをお願いしております。

酒向委員

設置要綱と、この件については、第1回目の委員会以前のときから話があった中で、委員の中で決定した事項なのです。これを勝手にそのような考えで変更なされていいのですか。1回議題に上げてもいいのではないですか。その辺ちょっとお願いします。

井田課長

要領につきましては、お配りの資料集の方に今ちょっと挟んでおりますけれども、6ページなのですけれども、再任を妨げないということで、引き続き半年でどうかなということをお願いした次第で、そういう形で皆様に引き続きご議論いただけるのかなと思っているところです。

清水委員長

最初の設置時点から2年ということでまず委嘱して、その2年がたったので、

酒向委員

委員長に聞いていないのですけれども。

井田課長

当初は委員の任期は2年とし、再任を妨げないという、このような形になっていたかと思えます。再任を妨げないということですから、引き続きご議論をいただきたい、そういうことになっておりますので、引き続きご議論いただきたいということで、事務局の方から引き続きお願いしたいということで、半年間延長させていただいて、再任して、引き続きご議論いただきたいということです。

酒向委員

その再任されたときの任期は2年ではないですね。そういう項目はここにはないのですけれども、勝手に解釈なされて発行したわけですね。

井田課長

再任期間はどれだけというのは、はっきりとは書いていないのですけれども、引き続き半年ということをお願いしているところです。

酒向委員

この件について、これ以上言おうとは思わないのですけれども、随分勝手な、ぶしつけな、失礼な、紙切れ1枚で任期決めて、それも12月31日というのでいただきまして、随分一方的だなと。逆に言いますと、これまでに何か決着つけたいのかなと。数字だけで、この日にちに来ました。でなければ、このまま読めば、また2年お願いします。あと当初、この委員会が始まった段階で、時間の制約はないよと、議論いただきたいと、そういう話もあったわけです。その中で、何か急にテンポが速くなってきている。かなり重要な案件もあるのに、どんどんピッチが速い。そして、なおかつ委員会、委員招集しても半分は説明で、話し合う時間というのは1時間ちょっとしかないというのが毎回で、今まで来たわけです。そういうことを見ますと、随分急がれているなという懸念が私の中で今わき起こってきております。だからどうのというのはないのですけれども、この委嘱状については、その程度のお答えしかないわけですね。

田苺子委員

この件について、私から申し上げてよろしいですか。

私は、一般的には、任期は2年ということでスタートをして、そして、ある一定の時期に、これは終結を見なければならんという時

間的な期限も設定はされているかとは私は思います。ただ、再任を妨げずということになったら、一般的に2年というふうなことに、私は余りこだわらなくてもいいのではないかと。2年間は、まずこれは普通どおり続きますから、あとは任期が切れたときには再任を妨げずと。ただ、今、酒向さんが言ったようなことでは、それら、あと残された期限が限られているということで明示をするのだったら、そういうことも、どこかでお話しておく必要があったのではないかという、私は程度のもの、そんなふうに理解をしております。

出羽委員

僕も酒向さんと同じことを来たときに感じたのですけれども、12月ということで、これはお聞きしますけれども、僕はもっと議論が必要だと思っているのです。12月では短過ぎるのではないかという意見を持っています、今の任期は12月までということで来たのですけれども、それは延ばすことはあり得るということに判断していいわけですね。

井田課長

再任については妨げないということですから、そういうことも考えられると思います。必要があれば、再任という形になっていくのかなと思っています。ぜひ今後ともご議論の方、よろしくお願ひしたいと思います。

清水委員長

12月が来た段階で、また延長ということは十分あり得るということですか。

井田課長

必要に応じて、延長という形になるかと思います。

清水委員長

それとも、今の時点で更に2年というふうに、何か委嘱していただいた方がよろしいでしょうか。それはどちらがよろしいでしょうか。

井田課長

現時点では、任期は12月までということなので、そこまでご議論いただいて、また必要に応じて、また再任をお願いするというところで進めていただければと思っております。

出羽委員

もう一つ聞きたいのですけれども、今日11名参加されているのですけれども、6名の方が欠席ということで、前川さんや長澤さんとか橘さんとか、それから大事な意見を出されている漁協の方も来ていません。僕自身も、今日は講義を1つ休講にして来ざるを得なかったのです。これまで大体月曜日が多かったのですけれども、でもアンケートをとって決められているのでしょうかけれども、今、大事な場面にかかっているところで、できるだけ多くの委員が参加できるという条件を保証してやるべきだと思うのです。その点で委員

長にこれはお聞きしたいのですけれども、今回の今日に決まった経過を少しお聞きしたいというのが1つです。

それから、もう一つあるのですが、これは事務局にお聞きしたいのですけれども、新聞で、名寄新聞かな、見ますと、今日夕方から下川でサンルダム建設促進の大会というか、集まりがあると。そこで旭川の開発建設部長が祝辞を述べるという報道を目にしたのですが、流域委員会の委員として違和感を覚えるのです。というのは、今サンルダムというのは1つの焦点になっている問題で、そのメリットなりデメリットなり検討しているときに、建設促進の集会で祝辞を、それは新聞の報道ですけれども、祝辞を述べるというのは、ちょっと違うのではないかと。おかしいのではないかという気がするのですが、この点について事務局にお聞きしたいのですけれども。その2点です。

清水委員長

最初の日程の問題ですけれども、4月に入ってからだったと思いますけれども、私も4月からちょっと講義の日程などが変わりました。月曜から木曜までほとんど講義とか会議とかゼミとか入っていて、私自身は金曜日しかあいていないのです。それで、その金曜日にも既に何日か埋まってしまっていて、今日と、もう1日ぐらいしか4月中はあいていないという、事務局の方から聞かれたときにはそういう返事をして、それと、皆様の日程を調整したのだと私は解釈しておりますが。

井田課長

そのような状況のもとで、私たち、今、出羽委員おっしゃったのですけれども、アンケートというか、一番人が集まれる日を私どもの方で確認した上で、また委員長と相談して、今日開催という形になった次第です。

清水委員長

その点については、よろしいでしょうか。

出羽委員

できるだけ多くの委員が出席できるように保証していただきたいと、こう思います。そのことをお願いしたいと思います。

井田課長

それと、2点目の本日の集会の件なのですけれども、地域の方が主体的にそういう会を開くということで、挨拶の方をお願いしたいということで、中身を議論するというようなことではなく、一般的な挨拶を求められたので、挨拶をするというような形で考えております。

出羽委員

それは新聞記事ですし、話の内容は分りませんが、今の時点で、地元でももちろん賛成・反対とか、それは自由ですから、それはもちろん構わないのですけれども、流域委員会として、僕も委員として、今検討している最中に、一方のダム早期建設促進と、その集会で挨拶されるということ自体が、これは僕は非常に強く違

和感を覚えるのです。言ってみれば、開発局自体がダム建設を促進しますよと言っているようなふうに受け取れるというふうに僕は思ってしまう、そういう懸念を持ちます。それはきちっと意見を戦わして、問題はダムを造る、造らないないが目的じゃなくて、治水と自然環境の保全をどうやってその対策をつくっていくかということの検討ですから、そのときに、そういうところで挨拶されるというのは、僕は問題じゃないかと思うのですが。

井田課長

一般的な挨拶を求められたので、それは行って挨拶を行うということで、治水対策、もしくは河川整備計画の議論については、この委員会の場で今議論している最中ですので、この委員会で必要な資料を提示しながら議論してまいりたいと思っております。

出羽委員

これ以上は言いませんけれども、僕は公平じゃないと思います。

酒向委員

今の出羽委員に関連しまして、このダムの声が出始まってから、どうもちぐはぐしてきているというか、こちらの委員の方も、いろいろ動きが何かと悪くなってきているなという感じはするのですが、全体的な動きを見ますと、もう既にかなりダムに関して動きがあると。基本方針の中では、ダムについては何も触れられていないのに、これから計画をつくろうという段階で、既にかなりの動き、または関係機関紙ですね、その中でダムのことがどんどん取り

上げられていたり、国の立場、今は中立な立場だと私は思っております、皆様方ね。その方自体も、もう何か浮き足立っているようなところが見受けられるという、これは一体どういうことかな。基本的には、まだ国においては中立なんじゃないですか。そういう考えではないのでないですか。その確認です。

柏木課長

それでは、ちょっと過去の治水事業の計画がどういうふうに決定されてきているかということと、その中でサンルダムがどういうふうに扱われているかということと、今回、またこの整備計画というのはどういう位置にあるかということと、ちょっとお話ししたいと思います。

まず、河川法という法律がございます。それからダムに関しては、特定多目的ダム法という法律がございます。まず、河川法につきましては、昭和39年に、それまで明治時代に定められました河川法を改正して、いわゆる新河川法とそのときは言っておりましたが、新たな河川法が制定をされました。そのときに、河川の整備・管理に関しては、工事实施基本計画というのを定めなさいということになっておりました。それで、天塩川につきましても、これを定めております。その定められました計画の中には、昭和62年に工事实施基本計画という計画であった時代の最後の計画が定められておりますが、その中に、サンルダムというのは、事業の1つとして、河川審議会の審議を経て位置づけられております。そういう経過がございます。

その後、河川法の流れといたしましては、平成9年になりまして、

また、新河川法と言っていた昭和39年の河川法が改正をされまして、計画の手續が、工事実施基本計画と言っていたものが、河川整備基本方針というものと、今議論いただいております河川整備計画という2つの段階に分けると、こういうことになりました。これは平成9年にそういうふうになったわけですが、そのときに経過措置として、その計画が定められるまでは、工事実施基本計画というふうに定めたものを、いわゆる基本方針、整備計画とみなすと、こういうふうな扱いになっております。

ですから、何をご説明しているかといいますと、一度サンルダム建設につきましても、治水事業の計画として決められた経緯があるということを申し上げております。

同時に、多目的ダムというものを建設するときには、特定多目的ダム法と、こういう法律に基づいて事業の決定がされるわけですが、この手続きにつきましても、平成7年にこの特定多目的ダム法に基づく基本計画、ダム建設の基本計画というのが定められております。このときは、定める手続きといたしまして、道知事の意見を聞くと。道知事は、意見を述べるに当たって、道議会の意見を聞くということになっておりまして、その手続きを経て計画が決定をされたという経緯がございます。

それで、じゃ今のこの位置はどこにいるのかといいますと、そういう決定された経緯があるという中で、改めて河川整備基本方針というのが平成15年に、天塩川については、平成9年に改正をされた河川法に基づき、これは河川分科会と、河川審議会がちょっと形が変わって社会資本整備審議会の中の分科会という形になったのですが、河川分科会で議論をされて決定をされております。その中で

は、計画の制度が変わりましたので、対処すべき目標とする長期的な目標とする計画の規模については変わらないということですが、それから河道で、河道というのは川の中で洪水を流す、その量というのは変わらないということで位置づけられておりますが、いわゆる洪水調節施設ということで、洪水一時貯留施設については、どこに設置をするか、どういう形のものがいいのかというのは、改めて河川整備計画の中で議論をしましょうと、こういうことになってきているわけでありまして、そういう具体的な位置については、改めてこの整備計画でご議論いただく、こういうことになるわけですが、経過といたしましては、いったん決められた計画があるという中で、再度その計画でいいのかどうか、別の計画ということが有利なのかどうかといったことが、ご議論をいただく内容になるということでありまして。

したがって、先ほど酒向委員が、全くの白紙なのかどうかということになりますと、過去の経過からすると、一度計画は決定されております。改めて、この場合はそれを検証して見直すのかどうかと、こういうご議論をいただく場だと。全く何も無いところに、だから白紙の状態で絵をかくというのとはちょっと違う状態にありますと、こういうことです。

酒向委員

よく分かりました。私ども、今ここに座ってやろうというのは、そのサンルダムについては、もう既に当初からあったと。それについて私ども、第1回目からダムについては話がなかなか出ませんでしたね。あと、ダムについてはまた、別件のような扱いをしてきた

し、それが議題の中にも上がってこなかった。過去の経緯のその説明もなかったと。じゃダムがもう既に決まっていて、それをどうするかを問う場なのだよという、ここの説明はなかったです。そんな委員会でしたっけ。

柏木課長

申し上げましたように、洪水調節をする施設はいろいろな形のものがあります。ダムとしたって、場所は必ずしも1つの場所ではない、いろんな場所で、数も1つなのか、2つでやるのか、いろんな組み合わせがあろうかと思えます。洪水調節が必要だということについては、整備計画の基になります基本方針というもので、それは必要だということで決められていた。では、具体の場所について、具体の方法についてどうかということは、改めてこの整備計画で検証して決めると、こういうことになります。

今申し上げましたのは、サンルダムというのは、その前の工事実施基本計画と言っていた古い計画、古い計画といいますか、ですから、河川法が平成9年に改正される前の計画では、確かにそこに建設をしようということで位置づけられていたという事実がありますと、こういうお話を申し上げました。じゃ、それで、これはそのサンルダムという、その計画ということしか検証することがないのかということではなくて、方法論として、サンルダム以外の方法、事実、遊水地ではどうかというご議論、ご意見もありますし、それに対する、私どもで調べた見解、データもこの委員会でお示したと思いますが、そういった代替のいろんな比較案を検証した上で、どういった案がいいのかということをご議論をいただいて、ご意見をいた

だくというのが、この場にあります。

酒向委員

分かりました。そうすると、洪水の調節施設について、この場では話していくということですね。それはダムにはこだわったわけではないわけですから、洪水調節施設ととらえていいのですか。

柏木課長

もう少しご説明します。今はダムと申しますか、洪水調節の話が焦点になっておりますので、そう申し上げましたが、それだけではなくて、例えば堤防の整備なり、川の河道を広げるのにどういう方法をとったらいいか。あるいは、内水を排除するための施設は、どういう考え方で整備をしたらいいか。それから、河川の維持管理については、どういう考え方でやるのか。環境の管理あるいは保全については、どういう考え方をとるのか。それを総合的に全部ご議論をいただいて、それぞれについて、どういう考え方をとって計画としてまとめるのか、こういうことでございます。

これにつきましては、後ほど説明しようと思っていたのですが、委員会には、河川法上は委員会という言葉は出てこないのですが、専門家の意見を聞いてくださいと、こういう規定がございます。委員会というのはそういう、計画を定めるのは河川管理者が定めなさいということになっておりますので、河川管理者であります北海道開発局で定めるわけではありますが、定めるに当たっては、所定の手続きの中で専門家の意見を聞いてくださいと、こういうことになっておりますので、その意見を伺う、多様なご意見を出していただい

て、それを踏まえて計画を決定させていただく、そのご議論の場だと、こういうふうを考えております。

酒向委員

それでは、基本理念等は、平成9年の河川法が変わった後ののももちろんそうですね。現行の法の下で組み立てていくと。その現行の法以前のものについては、過去では名前は上がっていた程度で、それについてはもう法が変わって、それについては昔は出ていたよと、サンルダムという言葉もあったよということですね。

そして、もう1つが、平成9年後の基本方針の中で、サンルダムという言葉が一言も出てきてないというのは、ここはやはり平成9年の新しい新法の下で、今おっしゃっていただいたように、改めて考えていこうという、やはり新たな新規という考えでよろしいかというのと、その言葉自体は、工事实施基本計画の中でサンルダムという言葉があったから進めていくのだと。進めるというか、そういう言葉があって、今もそれに基づいた動きがあるというか、残っているのだということでしょうか。

そして、もう1つ、そのサンルダムについて、まだ洪水調節施設と、いろいろ今議論している中で、かなりちょっと動きがあるし、先ほど言ったように、いろんな機関紙の中でサンルダムの絵が書かれていたり、写真が想像図として載っていたりというのは、その旧法、工事实施基本計画の中で作られたものなのか、現行の法の下で作られたのか、そこもお聞きしたいと思います。

柏木課長

まず、先ほど申し上げましたように、河川整備基本方針、整備計画ができ上がるまでは、平成9年に改正をされた河川整備基本方針、整備計画というものと同じものだという、同じというか、その機能を果たすものだというので、それまで作られておりました工事実施基本計画、これをそれとみなすのだと、こういうみなし規定があります。ですから、今の状態であえてそういうふうに分かれるのであれば、今の状態では、それをみなして工事実施基本計画、基本方針、整備計画と、こういう新しい法体系になったものとして昔の計画がみなされていると、こういう状態です。こういうふうに、まずご理解いただきたいと思います。

それから、2つ目ですね。そうすると、今ご議論いろいろいただいて、仮にいろいろな形で違う計画にするといったら、そのときの今まで持っていた計画が変わったと、こういうことになるということとあります。

それから、もう1つ、特定多目的ダム法というものが、もう1つダムの建設のための計画としてあるというお話を申し上げましたが、これについては、その所定の手続きをして決定をされておるという状態でありますので、特定多目的ダム法上のダムの建設という位置づけは、今、法的にはきちっとあるという状態でございます。

酒向委員

あと、その資料の件について、今、現行の機関紙等、いろんなペーパーが出回っていますけれども、その中にサンルダムの完成予想図とか、サンルダムができたということでいろいろ書かれていますけれども、それは現行法の中で考えたのか、それとも、みなしの中

で、今なお動いているのだよということなのか、教えてほしいです。

柏木課長

ですから、現在の法律でそれがみなされるということになっておりますし、特ダム法でも位置づけられて、きちっとした形がございますので、それに基づいて実施されているということでもあります。

酒向委員

ちょっと自分の頭の中を整理したいので、もう一度、ちょっと発言させてください。では、現在は、みなし法の下で動いているということですね。

柏木課長

みなし法という言葉はございませんので、そのみなされている計画の下でと、こういうことでございますね。法律は新しい法律の下です。

酒向委員

そして、今回、この計画ができるまでは、そのみなされたものでずっとやっていくということですね。

柏木課長

当然そういうことになると思います。

酒向委員

よく分かりました。ありがとうございました。

出羽委員

今に関連して、1点だけ聞きたいのですけれども、結局、一度サウルダムは決定したけれども、新しい法律に基づいて見直しだというふうに考えていいわけですね。それで、毎回、これちょっと素朴な疑問なのですけれども、毎回したいと思っていたのですけれども、今、取り付け道路の工事が進んでいますよね。素直に考えると、その見直しで、今後どうなるか、まだ決まらなと。そういう段階で工事が進むといったら、僕の中ではひっかかっていたのですよ。やっぱりそういう決まるまでは、工事というのは一時中断すべきじゃないのかと。決まってから始めるものじゃないかというふうに思っていたのですが、その点だけ聞きたいのです。

柏木課長

まず、それは逆に言いますと、この計画を決める、整備計画を決めるというのは、河川管理者が決めるということでございます。そのときに、学識経験を有する方の意見を聞いてくださいという法律上の規定がございます。それに基づいて、学識経験者の立場から計画についてご意見を伺うというのが、この場の役割であります。規定の中には、関係住民の意見を聞いてくださいというものもございます。これは、私どもとして計画の原案を、皆様のご意見を聞いてまとめた後、関係住民のご意見も伺う場を用意する予定であります。また、知事の意見も聞いてくださいと、こういうのが法律上の規定でございます。知事の意見を聞くときには、知事は関係市町村の意

見を聞いて、それで知事の意見を述べてくださいと、こういうことになっておりますので、その手続きをお願いするということになります。私どもといたしましては、昨年の全国各地で起きた水害、非常に大変なものでありました。そういった状況に鑑みると、計画を早く整理、決定をして、1日も早く対策を進めるべきであろうかと、こういうふうに考えております。

したがいまして、これはお願いであります、そういった計画をまとめるということにつきましては、ご議論を精力的にお願いをして、ぜひ方向を早くまとめられるように、ご意見をいろいろいただければと、こういうふうに思っているところでございます。

出羽委員

僕の質問に全く答えてないのですけれども、今言われたことは、もちろん分かるわけですけれども、つまり精力的に議論をして、十分検討して早く進めると。早いたって、拙速というわけにはいきませんけれども、それは分かるのですが、その間に工事を進めるといふのは、僕はやっぱり、前からちょっと疑問に思っていたのですよ。決まってないわけですから、決まるまでやっぱり工事を進めるべきじゃ、一度中断すべきじゃないかと。その点を聞いたのです。

柏木課長

私どもとしては、やはり治水対策というのが遅滞なく進んでいくように、ずっと準備は進めていくと、こういう考えでおります。

出羽委員

いや、だからそれが分からないのですね。ということは、サンルダムを建設することを進めるということですか。

柏木課長

今の段階のいろいろな諸事業については、進めていくつもりでございます。

ただし、サンルダムというものの計画について、いろいろご議論をいただいた上で、別の方法の方がよかろうということで決定をするようなことに、仮になった場合には、それに応じた対処をするということになるかと思えます。

田苅子委員

私、少し気がついたことについて申し上げさせてもらいますが、この委員会というのは、委員長がいらっしゃって、そして、議事をやっぱりさばいていくお立場にあるわけですよ。何か委員長の許可もなしにどんどんと、マンツーマンでやり取りをするということについては、私はいかがなものかということが、第1点あります。

それから、過去のことについて言及することも、大変大事なことかと思えますけれども、要するに、今、河川整備計画を作っていくに当たって、この流域委員会の委員の皆さんのそれぞれの考えを、既成概念に余りこだわらないで、それぞれの委員が思っていることをフラクにやっぱり話をすると。それを参考にさせていただいて、しっかりした河川整備計画を作ってもらいたいと、こういうふうなことが、私は根底にあると思うのですよね。

ですから、いろいろ今まで酒向さん、あるいは出羽先生からお話

あったことも、それはそうとして、意味がないということは決して言いませんけれども、しかし、本当にこのダムの問題が、将来この流域にとって本当に要るのか、要らないのかと、そういうところに焦点を当てて、それぞれの考えていること、思っていることをざっくばらんに述べる委員会でなければならないのではないかと、そんなことをちょっとお話を聞いていて感じたわけです。こういうやり方でいきますと、この問題で今日の会議はまた終わってしまうのではないかと、そのことを非常に懸念しますので、一言だけ申し上げておきたいと、そう思っております。

清水委員長

ということで、今日のところは、いろいろご不満もあるかもしれませんが、内容の議論を深めていく立場から、できれば議事の方に移らせていただきたいと思いますのですが。

肥田委員

済みません、1点だけ。

また、サンルダムの関係になってくるのですが、先日の名寄の意見聴取会に出ているような意見を聞いたのと、それとその寄せられた意見、全部大体読ませていただいたのですが、非常に何か違和感を感じたんですね。というのは、全体的な流域に関しての意見がいろいろあるかなと思ったら、ほとんどがサンルダムに終始一貫していたというところでは、皆さんそれだけ関心が高いのかなと思うのですが、そういった意味では、やはりこの流域委員会の中で、本当にそのサンルダムの部分を可否で決めていいのか、そこのところ、私

自身も非常に何か、本当にいいのかなというのは、疑問にずっと感じてきていまして、今後のこの流域委員会の持ち方も含めて、事務局の方にもお伺いしたいのですが、サンルダムに関して、もっとやっぱり地域住民の意見ももちろん大事ですし、あとやはり、全体の環境問題を含めて、そういう方たちのコンセンサスがまだ十分得られてないのではないのかなという感じがして、もっと別の機関なり何なりで、そういう話し合い、懇談会なり意見交換会、そういうものを持つ考えがあるのかどうか、そのこのところ、ちょっとお伺いしたいと思います。

清水委員長

その件なのですけれども、さっき説明しようと思ったところで話が変わってしまったのですけれども、今日はまず最初に、前回の委員会で出されたいろんな意見、質問について議論した後で、前回、意見聴取会とか、それから、その後いろんな形で意見を多方面の方から伺っていますので、それを、前回の意見聴取会を今後どうするか、それから、そういういろんな寄せられた意見をどうするかと。それから、今後のこの委員会の、ちょっと委員会の方向性も当初から何か、もしかしたら変わってきているのかもしれませんが、その辺も含めて、ちょっと時間が最初のところであれなのですけれども、前段の部分で、まず前回出された意見、質問について少し議論した後で、後半の部分では、この委員会の今後の進め方も含めて議論していきたいなというふうに思っていたのですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

2) 天塩川水系河川整備計画について

清水委員長

それでは、そういうことで、2つに分けて、まず前段では、前回の委員会でいろいろ意見、質問とか出されておりますので、それに対しての答え、事務局の方からお答えできる部分はしていただくということで、資料を用意していただいておりますので、そちらの方の説明からお願いいたします。

井田課長

旭川開発建設部の治水課長をしております井田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第5回の流域委員会でいろいろご意見、ご質問いただいておりますので、それについてご説明したいと思えます。

資料 - 1、天塩川水系河川整備計画についてという追加資料その3の資料で、横版の物でご説明したいと思えます。

1枚めくっていただいて、左上7 - 4ですけれども、いただいた意見の誉平基準点より上流の人工林と天然林の比率や手入れについてということで、流域における森林面積の変遷について整理してみました。

出羽委員

ちょっと待って下さい。今のは意見聴取会についての議題ですか。

清水委員長

議題というか、意見聴取会の前に委員会をやっていますよね。前回委員会で、いろんな先生から意見、質問等が出されておりますので、それに対する回答という形で、議事に持っていくための資料説明です。

井田課長

グラフを2つお示ししているのですが、左側のグラフは横軸が年度です。昭和30年代から平成まで。

縦軸が面積です。ちょっと凡例の方は、文字が小さくて申しわけないので、国有林・道有林・市町村有林その他民有林という形で、どのように管理している方が違うかというのを整理したものです。

緑色の部分が国有林、黄色の部分が道有林、水色で一部市町村有林がありまして、オレンジ色のところにその他民有林ということで、概ねこうやって見ると、割合は、昭和30年代から大きくは変わっていないのかなと。

全体の面積としましても、3,000km²強ということで、こうやって見ますと、安定した状態になっております。

右側のグラフですが、これも同じく横軸は、時間軸で昭和30年代から平成12年まで。縦軸が面積になっております。

天然林と人工林に分けてみようということで整理したもののなのですが、緑色の部分が天然林、紫色の部分が人工林という形になっております。こうやって見ますと、昭和30年代から55年に

かけては、人工林が比較的増えてきております。

55年以降は、それほど変動はない。全体のトータルの面積としては森林としては、当然こちらと同じ言い方をしないとイケないのですけれども、3,000km²強ということで安定した状態になっている。近年も、人工林・天然林の割合は、割合的に安定しているということで、頭のところにまとめさせていただいているのですけれども、上流の国有林・道有林・市町村有林の経年的な変化はほとんどなくて、合計の面積は全体の8割を超えているということと、天然林と人工林の合計の面積は横這い傾向で、人工林は増加傾向にある。近年は安定していると、このような状態になっています。

それで、森林の保水力のことが話題になっていたかと思うのですけれども、それについて日本学術会議の答申というものが平成13年11月に出されております。

それについては、森林の多面的な機能について評価する一方で、森林の水源涵養機能、洪水緩和機能等の限界について指摘がなされております。

この箱の中に書いてあるのですけれども、ちょっと時間の都合上、割愛させていただきますが、2番目のところが1つのポイントかと思っっているのですけれども、治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は前期の降雨で流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状態となるから、降雨量が大きくなると低減する効果が大きくは期待できないと、このように、森林は中小洪水においては緩和機能を発揮するけれども、大洪水については顕著な効果は期待できないということで、あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定してい

て森林とダム両方の機能が相まって初めて目標とする治水・利水の安全が確保されることになるということで、答申を受けております。

そもそも森林の保水力についても、限界があって、両方森林とダムと言うか治水対策を両輪として進めていかなければならないということになるかと思えます。

1枚めくっていただいて、36-1-2ということで、既往洪水と降雨量と流量の関係を調べると、治水施設等の効果が分かるのではないかと。こういう質問をいただいております。

私どもでデータの方を整理してまいりました。横軸は、3日間の雨量です。縦軸が誉平地点の観測した流量に、流域で氾濫を起こしておりますので、氾濫を戻した、いわゆる氾濫戻し流量と、私たち呼んでいるのですけれども、その流量を縦軸に置いております。

年代別に色を分けておりまして、凡例の方を見ていただくと、昭和40年代から平成10年代まで示しているのですけれども、大体こうやって見ますと、1つの傾向が見られるということで、ここにはダムの洪水調節の効果、昭和46年に岩尾内ダムが完成しているのですけれども、それについては入っていないので、一概には言えない部分はあるのですけれども、近年のデータ、例えばこの辺、平成12年だとか平成13年のデータがこの辺にあるのですけれども、傾向が特段変わっているということもないですし、特別、近年雨量に対して流量が増えているということもないので、流域からの流出の形態では大きくは悪くなっているわけではないというように見ることができるのかなと思っております。

次のページをお願いします。

43 - 2 - 1ということで、遊水地案では基本方針1 / 100に対応するために、更に遊水地を拡大しなければならないのではないか、現実にあるのだろうかということで、遊水地を設置した場合、目標とする降雨に対してどのようになるのかということです。

前回ここにケース1、2、3ということで、整備計画の段階的な目標に対してどんな形になるかということをお示ししたのですが、将来計画というか1 / 100確率規模に対応したときには、このような形で緑色の部分が浸水想定区域内の農地という形で示しているのですが、この赤い矢印で示した部分の遊水地が整備計画の遊水地に比べ、更に全体としてこれだけ必要になるということで、ここにまとめさせていただいているのですが、洪水防御対象区域内に農地面積の3割か4割程度が遊水地として制約を受けることになって、特にこの部分の名寄川沿いでは大半の農地が遊水地として制約を受けることになるということをまとめてまいりました。

1枚めくっていただきまして、45 - 1と左方に書いてあると思うのですが、費用対効果についてということでまとめてまいりました。

こちらは1 / 100確率規模のときの、以前にもお示したのですが、どのような対策になるのかということをお示した表です。

ケース1が河道改修とサンルダム、ケース2が河道改修と遊水地。遊水地については天塩川・名寄川のパターン。ケース3が河道改修と遊水地。天塩川と名寄川ということで、2と3については、整備計画の段階ではそのパターンがちょっと違うような形で取りまとめ

ております。

ケース1のところでB / Cとサンルダムについては、1 . 7ということで算出しております。

ケース2、3の遊水地については、サンルダムよりも下流に建設する洪水調節施設なので、遊水地の場合、サンルダムより便益は少ないと考えられるのですが、仮に便益が同じだとしても事業費がここで示しておりますように、洪水調節施設としての事業費が大きいため、ケース2とか3の遊水地のB / Cは、費用対効果はサンルダムの約1 / 2程度になるであろうというふうに考えております。

次、お願いします。

前回の委員会で水産資源、サクラマスに関係した環境だとか、そういったことにご意見いただきました。

これは以前にもお示した図ですけれども、天塩川の流域では広い範囲でサクラマスが確認されております。

左側の図の赤い部分が、私ども調査でヤマメとサクラマスの親の両方とも確認された河川です。青い部分が、ヤマメのみが確認されている、こういった図ですね。

それで、右側のグラフが、サクラマス稚魚の放流実績がある河川ということで、緑色の部分はサクラマスの稚魚が放流されているということで、広い範囲にサクラマスが分布しているとともに、この放流しているところ以外は恐らく再生産されているのかなということと、緑色の部分についても再生産しているかもしれないということと、広い範囲でサクラマスが確認されているということが分かっております。

1枚めくっていただきたいと思います。

左側48-6となっておりますが、サンル川流域のサクラマスの産卵床の分布ということで、凡例の方を説明させていただきますと、この矢印のところは調査の範囲です。図面の方でこんな形で、全区間というわけではないのですが、現地を歩いて調査区間を設定して調査した範囲です。

丸がちょっと、色は年度によって変えているのですが、産卵床が確認されたところです。こうやって見ますと、サンル川の流域ではサクラマスの産卵床が広い範囲で確認されております。

それと、これがサンルダムを計画しているところなのですが、それでこれが貯水池となる部分ですが、貯水池となる以外にも産卵床が広い範囲で確認されておまして、ダム地点で遡上と降下の機能を確保することによって、サクラマスの生息環境への影響を最小限、押えるよう取り組むこととしております。

次に行きまして、サンルダムの遡上性魚類の保全対策ということで、サンル川に生息しているサクラマスをはじめとする遡河回遊魚の遡上に適した魚道を設置することを考えております。

これがちょっとパース図という形ですが、魚道の高さは24mぐらいを想定しております。

ダムの横の斜面に、既存の樹林間を生かしながら、実績のある階段式魚道を設けて、ところどころ魚が休むところも必要であろうということで、中間プールを組み合わせるような形で考えております。

それと、入り口が分かりづらいと魚が上がって行かないであろうということで、魚を魚道入り口に導くための呼び水を備えたような、そのような構造を考えております。

あとダム管理と併せて魚道の維持管理もきちんとやっていくという考えであります。

1枚めくっていただきまして、左上48-8ですけれども、サンルダムの遡上性魚類保全対策2ということなのですが、サクラマス幼魚（スモルト）が降下する融雪期に常用洪水吐、ここから放流水によって、いわば滑り台をサクラマスが滑り落ちるような形で降下していくということを考えております。

こうしたところが浅いと魚が痛むということで、クッション緩和するためにプールを設けることを考えております。

降下時の落差約21mございますので、ある程度深さをかせいでクッションを設ける、このような考えであります。

次に、48-9ということで、魚道の効果実績に関してですけれども、ここではアメリカのワシントン州のコロンビア川というところでの実績を整理してまいりました。

流域がサケ・マス類を対象とした魚道を整備しているダムが数多くございます。

非常に大きな河川で、コロンビア川の長さが約2,000km。天塩川が250km程度ですから、8倍ぐらいの長さがある、そんな大きな川です。

1枚めくっていただいて、48-10というところなのですが、コロンビア川流域のダム群について調査したところ、主な8つのダムについて河口から230kmから700km上流にダムが8つ整備されております。

それらのダムには、右下に写真を付けているのですが、階段式の魚道が整備されておまして、その高さですけれども、下流

の方で20数mございまして、上に上がっていくと27m、34.4mということで、高さは大体21mから34mぐらいの、そのような魚道がついております。

現在サンルダムで考えても24mということで、その程度もしくはそれ以上の高さの魚道がついている、そのような形になっております。

次に、48-11を見ていただきたいのですけれども、コロンビア川流域のダム群のサケ・マスの遡上状況を整理したものです。データは2004年のデータでございます。この丸の大きさが魚の上っている数を、確認されたその数をあらわしています。小さいほうの大きさを100万匹で大きいほうが200万匹の大きさを示しているという形になっております。

一番下流にあるボンビレーダム湖では、150万匹上がっている。その上で99万匹という形で、支川の方のスネーク川の方に入っていくと、下流で29万匹、上流の方へ行くと13万匹。本川の方のダムの方を追いかけていくと、すみません、先ほどのスネーク川の方が26万匹で、上流で28万匹ですか。本川の方を追いかけていきますと29万匹から13万匹、上流13万匹ということで、かなりの数のサケ・マス類が遡上していることが確認されております。

こういった実績が外国であるということで、こういったデータを踏まえて魚道の設置を考えているところでございます。

1枚めくって、48-12ページを見ていただきたいのですけれども、ダムからの放流水の適切な温度管理ということで、湖では、延長方向に温度が変化することがございます。また、お風呂で温かい水が上にあって、冷たい水が下にあるという、そこまでいくわけ

ではないのですけれども、温度分布ができることがあり得るので、サンプルダムの放流施設はダム湖から取水する位置を変えることができるので、専門的には私ども選択取水と呼ばせていただいているのですけれども、下の絵にございますように、下流に放流する水の取る位置を水温だとか湖水の状況に応じて変えていくということで、下流に適切な温度の水を放流することができるような施設を現在考えているところです。

1枚右の方に行ってください、ダム湖の水質について幾つかご意見をいただいております。ダム湖の濁りの発生原因となる集水域について地質データを調べてまいりました。

こちらが岩尾内ダムでございます。こちらがサンプルダムです。赤いハッチングを掛けているところは火成岩ということで、比較的細粒化しにくい地質になっております。

岩尾内ダムではこのようなところで火成岩が分布しておりまして、サンプルダムでは比較的広範囲に分布している。ほとんどが火成岩類ということで、比較的細かい土砂が出にくいということが言えるかと思うのですけれども、近くにある岩尾内ダムの水質データについてまとめたものがこのグラフですけれども、横軸が時間となっております。縦軸がSSです。年間通じて湖心が、湖の中のものが真ん中のちょっと菱形なのですけれども、年間を通じて10mg/Lを超えることはないということで、濁りが岩尾内ダムの方では実測としてでなくて、そういった問題は確認されていないという状況で、ではサンプル川の方はどうなのかということで、こちらの方にサンプル川のダムの計画されているところの直下のSSを確認したのですけれども、年間を通じて10mg/Lを超えることがないということで、やはり細

かいものが出ていないということが確認されるかと思います。

この部分、ちょっとボンと、20 mg/L弱なのでこれ自体、必ずしも高いとは言えないのですけれども、時期は4月ころデータを取ったということで、融雪期の流量が増えた時期で、若干濁っているということですが、そのあとまた濁りはおさまっているということが確認されております。そういうことで、流出の可能性が低くて、水が濁りにくい、そのというような傾向にサンル川流域はあるということでございます。

次に、48 - 14ということで、水深について先ほど濁りの件についてご説明したのですけれども、富栄養化についてもご意見を承っております。

こちらのグラフがサンル川の上流から出てくるリン、負荷のもととなるリンのデータでございます。高いときで0.015 mg/Lということで、かなり長時間の負荷が小さいということが言えることと、そのデータをもとに、リンと流量の関係から一般的なボーレンバイダーモデルで予測をした結果、富栄養化、この部分にサンル川で計画しているダムは一致しないで、むしろ貧栄養化になる傾向ということが確認されております。

次に、48 - 15を見ていただきたいと思います。

サンルダムによる水の補給ということで、このグラフなのですが、ごく簡単に説明したいと思います。

青がダムから補給する前の流況です。この辺で少し下がっている、そんな流況になっています。赤が操作後の流況ということで、この部分は赤と青の差があると思うのですが、こういったところ融雪期、もしくは夏場雨が降ったときに貯水池に水を溜めて、流量が少ない

ときにこういったところに補給するというような、そういったダム
の計画になっておりまして、最初のポツのところにもとめているの
ですけれども、水道用水やかんがい用水の安定的な取水を夏期、冬
期に補給するとともに、サケの産卵床、下流の方には名寄川にサケ
の産卵床も確認されておりますので、動植物の生息、成育等に必要
な流量を確保するというような考え方でおります。その補給の仕方
としては、サケの産卵床の必要水深も確保するというような考え方
でおります。

前回の流域委員会で、正常流量というか、安定取水、環境維持の
ための方策についてどのような方法があるのか教えてほしいという
ご質問がございましたけれども、やはりこの流域、名寄川流域、天
塩川流域、水利用が進んでいるので、流域を改善するためには流況
のよい融雪期、もしくは雨が降ったときに貯水池という形で水を溜
めて、渇水期に補給するというような形が必要かと考えております。

次に、48 - 16ということで、ダム直下の流れの連続性という
ことで、ダムで水が途切れることがないだろうかという意見もござ
いました。ダムの目的として、渇水時の河川環境を維持するために、
流量を確保するということで、これはダムの直下のところの流況を
いま想定しているというか、計算したものですけれども、青が操作
前で、赤が操作後ということで、青のないときにダムの直下で、流
況が悪いときにもダム直下で補給するということで、適切な放流を
することで流れを連続させると同時に、ダム直下で無水、減水区間
が生じて河床が干上がるようなことはございません。そのような計
画をしているところでございます。

次に、48 - 17ということで、近くに岩尾内ダムがございます。

そこでどのようになっているかということをやっとまとめてみました。

岩尾内ダム役割ということで、左上に掲載しているのですけれども、洪水被害の軽減のための洪水調節。あと非常に広範なかんがい面積で1万4,700haのためのかんがい用水の補給ということと、生活用水、工業用水の補給。それと発電ということで計画して、そういった役割を担っているダムでございます。

一方、岩尾内ダムは昭和46年に建設されたダムですけれども、ダムの直下で水をすべて発電すると。発電化の方に回すと、そのような渇水した、渇水期の水の流れが途切れた状態になっておりました。平成9年度から利水者の協力を得ながら、弾力的管理試験という形で、無水区間の減水区間、右側に写真が出ているのですけれども、それのできるだけなくすよう改善を図ってきたところです。

現状といたしましては、発電の施設を通じながら補給しているものですから、なかなか細かい操作ができないということで、平成16年から、右側に簡単な図があるのですけれども、きめ細かい放流ができるように小放流設備というものを着手して、現在この施設の整備を進めているところでございます。これが完成することできめ細かい操作、放流して、河川環境の改善が図れるものと考えております。

1枚めくっていただいて、48-18ということで、サンルダムの湖岸緑化ということで、サンルダムの水位変動を受けることについてですけれども、もともとサンルダムは比較的水位変動が小さいダムでございます。その部分について極力植生が成育するよう湛水前から、現在から浸水に強いタチヤナギを地域の方々の協力を得な

がら、試験的に植樹しているところでございます。

もう1枚いきまして、48 - 19で、サンルダムの湖岸緑化対策2ということで、水際のところもそうですけれども、湛水地内で針葉樹林を伐採して広葉樹を植樹するというので、これまた地域の方々の力をお借りしながら、用地買収したところでこういった小さい苗ができていますので、自然に出てきたものを活用して植えていく、そんな現地の試験的な状況です。

それともう1枚めくっていただきまして、48 - 20ということで、対策3ということで、また周辺で森林がないというか、草地になったようなところで木を植えていこうということで、生態学的混播法というもの、・・・ということで、周辺からのできるだけ地域の生えている植生を活用して種から苗をつくって、そこに植えていくというようなそういった取り組みを進めている事例を紹介させていただいております。

続きまして、83 - 1ということで、河道内の植生はどうなっているのだろうかというご質問がございました。これは、天塩川の下流から上流まで0 kmから10 km、10 kmから23 kmということで一連区間で切って、その間で植生がどういうふうになっているのだろうかというものを整理したものです。

水色の部分がヤナギでございます。ピンク色というか、この色のところが草本類ということで、ヤナギとか草木、あと紫もヤナギの低木ですので、ヤナギとか草本類が比較的多いことが確認されます。

一方で、黄色の部分ですけれども、人工草地でございます。流域には、やはり酪農も行われているということで牧草地もかなりあるということで、黄色の部分も目立った形になっております。

もととなるデータにつきましては、お手元の資料集の方にファイルで綴じております。平面図のような形になっておりますので、詳細についてはそれでご確認いただければと思います。会場にはお配りしておりませんが、後日ホームページ等で確認できるようにしたいと考えているところでございます。

1枚めくっていただいて、107-1で、ハザードマップや光ファイバー、そういった整理も必要だけれども、長大な天塩川の洪水時の管理はどのようになっているのかということでございます。

こちらは、広域防災対策ということで、施設の能力以上に洪水が発生したときに、被害ができるだけ軽減するように、河川防災ステーションだとか水防拠点の整備、車両交換所、堤防の上の車両が交換できるように、行き違いできるようにといったようなこと。あと、光ファイバー網等の整備を進めているところでございます。

一方で、107-2の方で見ていただきたいのですが、そういったいわゆる施設とか、そういう基盤の整備とあわせて、やはり人間の整備、人間の体制というか、マンパワーの体制にかかわることなのですけれども、災害時の巡視体制ということで、最初のポツのところにあるのですけれども、災害発生時及び河川に異常が発生したときには、迅速、的確な巡視を行うとともに、水災防止体制ということで、地域住民、水防団、自治体、河川管理者が自助、共助、公助の連携、協働を踏まえながら洪水時に的確に行動し、被害ができるだけ軽減するような防災体制や連絡体制の一層の強化を図るということと。水防団との連携ということで、水防活動を迅速かつ円滑に行うために関係機関からなる水防連絡協議会を定期的開催いたしまして、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視など、

水防体制の充実を図っているところでございます。

水防団の高齢化、そういう状況を踏まえまして、水防活動の機械化などの省力化などの支援もやっていかなければならないだろうと考えているところです。

あと、洪水予報、水防警報につきましては、気象台と共同して洪水予報については迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速、確実な情報連絡を行って、洪水被害の軽減を図っているところです。出水期前に関係機関と連携して、情報伝達訓練を行っておりまして、つい先日も自治体と私どもが連携してハザードマップを用いて訓練等を行っているということで、こういった取り組みも必要なのかなと。重要なことなのかなと考えているところでございます。

私の方からの説明は、以上です。

清水委員長

どうもありがとうございます。

それでは、これらにつきまして、意見、質問等があればお願いいたします。

酒向委員

それでは、今示していただいた資料の中での質問をさせていただきます。

43-2-1、遊水地を設置することによる地域に与える影響という部分、この中の意見なのですが、名寄川については、遊水地の農地が多くて、ちょっとという意見が出たのですけれども、名寄川自体はもう完成堤防なので、これをまたいじくるといのは大変か

と思うのです。それで、暫定堤防が多い区間であります名寄から下の方、そちらの方を重点的に計画なされた方が、暫定堤防区間ということで、一気に完成堤防も同時にやられたら効果的で、皆さんの大好きな安くいい計画になるのではないのでしょうか。名寄川が完成堤防だよと。そして、名寄については、内水氾濫についてはどう考えるのかということと、実際、一番のネックであると言われる音威子府の狭窄部、その以前であります音威子府の上流ですね。そちらの方も暫定堤防がありますので、そういうところにやられた方が、完成堤防区間をいじくるよりは、ずっと経済効果があるのではないのかなと考えます。そこがまず1点。

次に、48-17、岩尾内ダムの小放流設備というところで、これはなかなかいいアイデアだなと思うのですが、ここから流れ出る水、現にないわけですが、その弾力運用だけによって、それだけの水が確保できるのか。また、この水を使うことと、サンルダムとの関係はあるのかないのか。これは単に岩尾内ダムの機能そのもので余剰流量を発生させようとしているのか、お聞きします。

井田課長

1点目の遊水地の関係でございますけれども、洪水調節施設ということですから、下流につくるよりも上流の方でつくって、本川だけでなく、名寄川を守るために遊水地も造っていることから、名寄川にも遊水地が必要であろうということが1点目でございます。

それと、内水の関係なのですけれども、一般的に外水を下げることと内水氾濫も小さくなるということと、内水につきましては、様々な排水路、中小河川の管理者がございます。そういった方々と

連携しながら、効果的に内水にきくような整備を進めてまいりたいと、このように考えております。

あと、岩尾内ダムの中でございますけれども、現在、洪水調節に支障がない範囲で、洪水調節の容量を活用しながら、試験的に下流の流量を生み出し放流しているところですが、サンルダムとは直接関係がなくて、名寄川についての補給が大きいですから、直接関係ない形になっております。

酒向委員

今の件にまた関連しまして、最初の43 - 2 - 1の部分で、名寄川での遊水地案を考えたいとおっしゃいますけれども、名寄川は完成堤防になっていきますし、暫定区間、ましてや、より早く、安くというコンセプトがまだ生きているようですので、みなされているようなので、であるならば、今ある暫定堤防を早目に手当てする、それの方が先じゃないですか。确实ですよ。

井田課長

河川整備計画は、治水対策、環境、そのほか維持管理、利水等ございますけれども、全体として、どのようにこの流域を安全にしていけるかというのが一つのポイントでございます。ここの下の方に書いてございますけれども、ケース1、2、3ということなのですが、河道の整備と洪水調節の整備とあわせて、どれが有利かということでご議論いただいているところかと思っております。

酒向委員

であるならば、この3案があるという程度でよろしいのではない
でしょうか。

井田課長

すみません、もう一度お願いします。

酒向委員

今の説明ですと、43 - 2 - 1のケース1、2、3と出ている案
があるという程度の説明でいいかなと思うのですけれども、名寄川
についてという部分が特に力が入っていましたので、なぜかなと。

井田課長

これは私どもの考えとして取りまとめたところでございます、
専門家の委員ということで、河川の専門の方もおられると思います
ので、委員会の中でもご議論いただければと思います。

酒向委員

分かりました。

それで、もう1点質問した件なのですが、岩尾内ダム本体の小放
流設備、これは単体で水を確保できるということで進められると思
うのですが、それであるならば、逆にそれだけ発電量ができるから、
天塩川全体として見た発電量というのは、上げられるのではないで
しょうか。

井田課長

これは環境用水ということで、小放流設備で流すということで、むしろ発電の方にとっては、発電したいときに発電できなくなるということもございまして、利水者の協力が必要な状況でございます。そういった協力調整ができたということで、まずは試験的に取り組んでいるところでございます。

清水委員長

遊水地のことで、ご専門の黒木先生、何かあれば。

黒木委員

今この43 - 2 - 1ですか、これは方針に書いてある1,800 m³/sのうちの400 m³/sをカットするためにはという、名寄川についてはですね。そういうことと理解してよろしいですね。

清水委員長

はい。

黒木委員

そういうふうにしますと、とにかく名寄川の中で400 m³/sをどっかでカットしなきゃいかんと。それをもし遊水地でやれば、これだけの区間が必要というふうに試算されるというふうに理解をいたしました。そうすると、この図で見る限り、相当部分をつぶさないといけないというので、地域の経済に対する影響等々が大き過ぎるのではないかなという気がいたします。

それともう一つ、その次のページですね。先ほどご説明の中にも

ありましたが、いろいろ条件はあるにしましても、B / Cが出ないというお話でしたね。確かにこの予算であればB / Cは出ないわけですが、先ほどのご説明は、洪水調節施設だけのお話ですね。事業費全体というふうに見ますと、それほど変わっているわけではないのですが、この辺の物の考え方は一体どういうふうに整理したらよろしいのか、ちょっと教えていただきたいのですが。あるいはご説明をいただきたいのですが。

井田課長

サンルダムについてのB / Cを求めて、洪水調節施設としてのサンルダムのB / Cを求めたところ1.7ということで、遊水地としてのB / Cは出ないであろうと、このような考えであります。

黒木委員

それはご説明のとおりで、この表を見れば一目瞭然で分りますが、全体としての事業費はそう変わらないと。5,400億と6,000億ですからね。そうすると、その辺の考え方といいましょうか、それはご説明がなかったのです。

清水委員長

B / CのCの方が、洪水調節だけでやるということになっていますが、それでいいのかどうかという話じゃないですか。

黒木委員

今、特に試算されていない、あるいはもしも川の方ではそういう

ことは考えないのだとなれば、それはそれで結構ですけども、総事業費というのがせっかく出ているのでというふうでお聞きいたしました。

出羽委員

とりあえず2点だけ。

まず1点目、そういう森林区分、それから森林の種別があるのですが、僕は必要だと言ったのは、もう一つは、人工林の手入れ状況です。それも国有林、市有林ごとの、そういう資料が必要だと。そういう資料が出た上でないと、きちっと検討できないと思うのです。というのは、下に日本学術会議答申の文書があります。その2番目に強調されたように、中小洪水については効果があるけれども、大洪水については余り効果がないのだというのは、公式であちこちに出されております。それももちろん僕は知っています。ただし、森林の保水力というのは、基本的に重要だと思うのです。というのは、例えば今、森林のないところに森林を再生させると、これはやっぱり効果があるはずなのです、保水力に対して土地利用の変化ということで。

それともう一つは、森林の質で、特に人工林、手入れのされていない人工林の手入れをすることで、保水力が改善されるというデータもあるわけです。いろんな例外があるというのは分りますけれども、ですから、そういう資料をきちっと出された上で、ここで検討する必要があるということを希望していましたので、ぜひ人工林の手入れ状況についての、市町村別の、それも資料出していただきたい。その上で討論したいと。そうしないと、ここに書かれている

のは一般論なのですね。一般論として分らないわけでもないです。しかし、具体的にどのくらい保水力の改善が見込めるのか見込めないのか、そういう検討が必要です。それが1点です。

それらもう一つは、もう一つだけ質問しておきます。先ほどの遊水地のところでは、43-2-2を見てください。これでケース1、2、3とあります。1はサンルダムと河川改修で、2と3が遊水地を組み合わせた案なのですが、2の方で、移転家屋数が270戸とあります。それから用地補償の面積が1,600haとあります。この数値はこれでよろしいですか。前の地図の浸水予想地域、それから遊水地候補箇所と。これ小さくてよく分らないのです。具体的にどれだけ面積があるのか、それぞれの場所について。そういう資料をきちっと出してもらわないと、検討しようがないのです。それでも大まかに見てみますと、例えばケース2の43-2-1の地図と、下のケース2があります。これは候補地が括弧で囲ってあるだけですけれども、本川が3カ所あります。これは前に懇話会の際に出された本川の4カ所かな、あのことだろうと思うのです。そうすると、あそこは500数十haです、面積が。それから、名寄川の遊水地。これ確かにケース3で名寄川の遊水地は恐らく1,000ha以上になると思うのです、この範囲ですと。だけれども、ケース2ですと、そんなにならないはずなのです。ですから、どう考えても1,600haという面積、これ正しいのかどうか、疑問を持っています。

それから、その中の農家戸数を地図で、大ざっぱですけれども、拾い出しても、どうしてもこんな戸数にはならないと思います。その辺を含めて、これをきちっと遊水地候補地として入れているのか、

その面積と農家戸数、それから水深はどのくらいとった計画なのか、それを含めてどのくらいカットできるのか、そういう資料を出してもらわないと、これは検討しようがないです。その2点です。

清水委員長

最初のが、人工林の中の更に質の状態も資料があれば出して、それに基づいて議論したいと。

2番目は、遊水地の積算の具体的内容について詳しく知りたいと。それをもとに、もう一度議論したいということなのですが、これは次回以降ということによろしいですか。

柏木課長

まず、森林の手入れ関係のデータについては、定量的なデータは、私ども調べましたけれども、なかなか存在しないようです。ですから、調べられる範囲で、定性的なものにあるいはなるかもしれませんが、調べられる範囲でのデータでご報告をさせていただきます。

出羽委員

全国の森林の統計があるはずですが、その中に不成績造林地といいますが、手入れ不足の。その資料もあるはず。全国一律にそういう情報が載っているかどうか分らないのですけれども、そういうのをもう既に要求しているわけですから、きちっと出してもらわないと、この委員会をスムーズに進めるためにも、そういうことをきちっと出してほしいのです。そうしないと討論できないのです。

柏木課長

お言葉ですが、手入れ不足というのが、保水性と関係ある手入れ不足なのかどうかというのは、分らない状態での手入れ不足というふうに書いたデータだというふうなことなので、ご趣旨に合うような形で整理できるかどうかということについては吟味をさせていただいて、それが定性的に示せるのか、定量的に示せるのかということとは調べられる範囲で報告をさせていただきます。

2点目につきましては、具体の場所については、農家ということで戸数で書いてありますけれども、農家というのは、ご承知のように、それに関係する方がおられるわけですから、具体の場所ということで、この場で公開でここだと、あなたのところが該当ですよというようなところの資料までお示しするのは、ちょっといかがなものかということもございますので、これもどういう形で情報をご提供したらいいかということをご相談させていただきながら、個々の方の観点ということも考えて、検討できるような資料をご提示したいと思います。

出羽委員

そういう問題もあるかとは思いますが、でも実際にここに候補地というふうに書かれているわけですから、それは曖昧と言えば曖昧ですけれども、分るわけですよ、それは。自分のところが対象になるかどうかというのは予想つくわけですよ。これはやっぱりきちっとしないと検討できないのではないですか。水深だって出ていませんよね。

黒木委員

言葉であります、ほかの河川でも、そういう遊水地を計画しているところがありますが、地権者に対してご了解を得る前に、こういうところで議論をするときには、やはりざくっとした議論にならざるを得ないのではないかと思います。今、課長おっしゃられたように、そういういろんなことを、もし遊水地を仮に進めるとすると、余計その辺は慎重でなければいかんだろうと思います。ですから、そういう意味でも、個々の地図を出せとか、それはまだ恐らく役所の方も決まっていないと思うのです。大体このエリアにこのぐらいの能力のものを想定するにはどうかという、これはあくまでも計算上の話ですから。そういう意味では、先生のご意見のようなものは出てこないだろうと思います。また、出しちゃいかんのだろうと思います。出してしまったら、後で役所が本当にこれをつくろうとしたときに、できるものも逆にできなくなるのではないかなと、そういう心配をいたします。

出羽委員

確かにそういうことはあるかも知れません。その辺は配慮していただきたいと思いますがけれども、しかし、この270戸、1,600ヘクタールというのは、僕はどう考えても違うのではないかと思います。大ざっぱな数値としてもですね。

清水委員長

その辺については、またよく調べていただいて。

出羽委員

その辺が違ってくれば、これは全然違ってしまうのです、大ざっぱなものとしてもですね。

田苅子委員

私からも一言申し上げたいのですが、この遊水地の農地を将来活用していくのだというような構想自体については、私はこれは大変なことだということは、既に申し上げておりますし、そのときに、黒木先生も、当然そういうことになるでしょうと、これはそういうお話だったのです。

それから、北海道の将来をずっと考えていきますと、世界的な食糧が大変危機に瀕してくるだろうと。そうすると、日本が逆にこういった食糧をしっかりと将来に向けてという時代に、必ず入っていかなきゃならんと。そのときに、長い歴史と伝統の中で耕作が続けられてきたものを、単に遊水地にしてしまうということ自体が、私はその時点で、これは生産者、地権者にとってみたら、大ショッキングなことを議論していることになるのではないか。しかし、この洪水対策については、こういう視野の部分もあるのだということの仮説に立って、仮にこういうことも考えられるという程度でいかなかったら、いろんなデータを求めて、戸数が何戸あるとか、それは今ちょっとやりとりするのはナンセンスというような、そんな感じがします。率直な意見です。

出羽委員

これは後段のところでもまた話したいと思っておりますけれども、ですか

ら、意見陳述会の中で、サンルダムの湛水地といいますか、そこを遊水地にしてはどうかという提案が出ているわけです。そういうことも含め、それから遊水地の直接の役割というのは、洪水の危険予想地ですね。そのすぐ上流あるというのが一番効果的なわけで、ダムだってそうでしょうけれども。それとの関連で、どういうところに遊水地を考えていったらいいかと。その辺はつきりしていく必要があると思うのです。

これを見ると、まさに非常に農家戸数が多い、そういうところを選んでみると、そういう印象も一部あります。ですから、遊水地に関しては、具体的に全部どこどこの農家と出せないにしても、もっと、これまで10数カ所候補地は出されているのですよね。それも含めて、更にほかにもまだ下流もあるはずなのです。だから、そういう再検討が必要なはずなのです。そういうことです。

黒木委員

もういいのでしょうかね、ダムだ、遊水地だという議論を始めてしまっても。少し言わせてください。

今のダムの予定地に遊水地、これはもちろんあり得ます。あり得ますが、効果が非常に制約をされると。当然ダムほど高くはつくれませんから、ボリュームが物すごい少ない。それから遠いですから、守ろうとしている部分に対する効果が非常に少ないと。ですから、限られた土地で、ダムをつくることによって、効率的にやろうとしているわけです。遊水地にすれば、もともと効率の悪い施設ですから、間近なところに、なおかつ広い面積を要するようになる。これはしょうがないのです。ダムがいいか、遊水地がいいか、これはい

ろいろ考えなきゃいけないけれども、もともともそういう性質を持っているものだ。

それからもう一つ、43-2-1には、大半の農地が遊水地として制約を受けると。かなりぼやかしたようになっています。私が名寄川を見た限りでは、かなり急な川です。河床礫も大きいです。そうしますと、そういうものが農地の中に入ったときに、そこがまた再び農地として使えるかどうかと。継続的な生産ができるかどうか、非常に疑問です。それは、洪水施設の事業費にも恐らく反映されているはずで。これが土地を買い上げるのか、地役権方式というような方式でやろうとしているのか、これも私は確かめておりませんが、その辺はあうんの呼吸でやらざるを得ないのではないかと。これもし全部買い上げるといったら相当なあれになりましょうし、あるいは地域がそんなこと許すはずがないのです。その辺は常識を持って議論をしなければいけないのじゃないかなと、そんなふうに思います。

出羽委員

だから、僕もこの名寄川の左岸の付近を、相当の部分というのは、相当これは無理な計画だろうというふうに思っています、実際はね。ですけども、僕は一つ言いたいのは、今後の洪水予想危険地域です、それがどこなのか、どういうことが予想されるのか。ここでも浸水地域というのは出ていますけれども、それとの関連で考えていくことが基本だと思うのです。ですから、そういうことを含めて、ここできちっと議論していくと、そういうことが必要だと思います。ただ、この資料を出されて、それで終わるということじゃないと思

うのです。

辻委員

ちょっと的外れているかもしれませんが、最初に、おふたかたがおっしゃったこと、田苅子委員とかの発言を聞いていまして、私もこのタイトルどおり、流域委員会ということで考えておりましたので、ダム、ダムというのは、余りにも急に出てきているというのはちょっとどうかなと思うことと、それに加えて、最初私が伺っている過程の中では、環境とか利水、治水、そういうものを含めて協議するというふうに伺っておりましたので、費用とかそういうものを含めて、お金のことを言うと結論は出てしまいますから、そういったものを抜きにして、全体の中で、田苅子委員がおっしゃったように、自由に発言できるようにしたらどうかなということで、最初に委員長が、今日そのことについて焦点を絞るということをおっしゃっていましたので、時間的にそのように使っていただきたいと思います。

一つだけ、私の理解ができていないところかもしれませんが、毎回いただいておりますけれども、今日いただいた1の厚い資料の中の68のところ、平成22年度を予測いたしました将来流出負荷量ということについて、ちょっと理解ができておりませんので、それについて一つだけ教えてください。

清水委員長

この資料ですか。

辻委員

はい、一番厚いの。

清水委員長

何ページですか。

辻委員

ページがないので、68というところですか。そのところの平成22年度の将来流出負荷量ということについて。

以上です。

清水委員長

天塩川流域の将来流出負荷量というのはどういうことかということですね。

辻委員

どういうことかといいますか、どういう根拠で算出されて、そのようにして、結果的にはこの美深で18ということになっておりますので、そうしますと、そのところの、60のところの10分の1の湯水のところの18・26と、ほとんど差がないものですから、そのあたりで先ほどからおっしゃっている、水深とか流量とかの関係はどうなのかなということで、ちょっと説明いただきたいということです。

井田課長

平成22年の市町村人口の予測だとか、負荷のデータ等を用いまして、将来、川の方にどのぐらい、BODという一つの有機物の指標がございますけれども、その指標に基づいて、どのぐらい出てくるのかなというのを求めさせていただきまして、それを環境基準を守れるようにするためには、どのぐらいの水量が必要かなということを出した結果でございます。

それで、68ページの、今、委員の方からご指摘あった美深で18、真勲別で1.1ということですが、ちょっと64ページ、65ページの方を見ていただきたいのですが、私どもどのぐらい普通の川に必要なかということを探るときに、水質も一つのポイントかなということと、動植物の方、観光、それと漁業、サクラマスとかサケを今、右側の方に、66ページのところに必要な水深を確保しようとか、流速を確保しようということで記述しておりますけれども、そういったことを、ここで項目を設けておりますけれども、総合的に取りまとめて、美深の方では、ちょっと71ページの方を見ていただきたいんですが、今、委員の方からご指摘あったように、20トンということで、渇水時の流量、10分の1渇水時が18トンということですから、数トンちょっと、現状では足りない状況ですが、同じような求め方をすると、名寄川、真勲別では、かんがい期で6トン、非かんがい期で5.5トンということで、それに対して、現状で2.5トンぐらいということですので、むしろ名寄川の方で流量がちょっと足りないのかなという、こんなような状況になっております。

岡村委員

私も河川環境の全体の話でお伺いしたいのですけれども、83-1、河道内の植生の状況をこういうふうに出していただきまして、非常によく分っていいなと思っております。予想どおりといいますか、ヤナギと草本、あと牧草というふうに、本来の川の持っている自然植生というのはほとんどないというのが、非常に明確に出ております。これまでの説明でも、天塩川というのは、非常に自然環境が豊かで、それをできるだけ保全するという言い方をずっとされていたわけですが、そんな豊かな川でないと。だから保全だけでもだめなので、もう少し豊かにする方向をぜひ考えていただきたいというふうに考えています。

それに関連して、先ほどの45-2の治水のところに出ている、これは治水上の、必要があってつくられた表でしょうけれども、その中で自然環境への影響という項目が一つ入っています。ダム案、遊水地案ありますけれども、費用だとか社会に対する影響は別にして、純粹に天塩川の自然環境というのを、どうもう少し改善していくかということを考えた場合に、河川の自然環境というのは、いろんな考え方ありますけれども、私が一番大事だと思っているのは、川が増水したり、あるいは湧水したり、そして増水時には河床が少し移動したり、川自体が変化するという、そういう余裕があるということは、いろんな動植物の生息環境を豊かにしていったら、川が豊かになっていく。そういう余裕のある空間をいかにつくるかというのが、河川環境を整備していく、一番私は大事だと思っています。そういう面で、遊水地案なんかをもし適用した場合に、ここにはマイナス面しか書いてないのですけれども、遊水地の場所を使って、そういうことができる可能性があるかどうかというあたりも、ぜひ

検討項目に入れておく必要があるかなというふうに考えています。

黒木委員

今日お示しいただいたサンプルによる水の補給という、48 - 15にございました。特にここでご指摘いただいたのは、サケの産卵床が露出している場合があるということでした。ただ、先ほどのご説明にもありましたように、この辺で非かんがい期に5トン弱ぐらいでしたか、そういう流量が必要だけれども、現在はその半分以下しか流れていないのが現状であると。こういうふうに、サケだけでないのしょうけれども、環境図を見ますと、ウグイやヤツメ等々もありますけれども、こういうふうに、確かに一見いいように私も思うのですけれども、本当にこれはいいことなのかなという、もともと余り水が流れていないところで、こういう産卵床保護のために必要な水深というのを確保するというのは、どういう意味があるのかなと、そんな思いがあるのですが。

井田課長

名寄川では、利水というか、特にかんがい、その他いろいろ使われていまして、工業用水、本川に養魚用水、上水道、いろんな形で使われておりまして、とった後の流況がよくないと。それだけ水はいろんな産業に生かされているということにもなるのかと思うのですけれども、そのような状況で、とった後の流況がよくないということですから、そこについて、いわば流れとして、一番低いところの流況は、ある程度環境に配慮して保とうと、このような考えであります。

3) 意見聴取会に寄せられたご意見について

清水委員長

ほかにもいろいろあるかとは思いますが、せっかく4月18日、意見聴取会をやりまして、計画そのものについての議論は、また次回以降も次々回以降もどんどん深めて、広く、深くやっていきたいなと思うのですが、せっかく最近、4月18日に委員会主催の聴取会ありまして、そのときにいろいろなたくさんの意見をいただいております。また、その後、事務局の方とかホームページ上とか郵送とかで、また直接おいでいただいた皆さんもございますし、いろんな方々から意見をいただいております。それもあわせまして、状況報告をお願いしたいなと思うのですが。

井田課長

ご説明申し上げます。

資料2の方を、ちょっと準備していただきたいのですが、ちょっと分厚い資料なので、1として、意見聴取会に寄せられたご意見、その他寄せられた意見ということで、意見聴取会の方で170件いただいております、その他、ちょっと重複したのもございましたので、30件程度ございましたので、合計で約200件ご意見いただいております。

1枚めくっていただくと、表紙を除いて、意見聴取会に寄せられたご意見についてということで、当日の状況をまず簡単にご報告を申し上げたいと思います。

意見陳述会につきましては、平成17年3月8日から、平成17年3月21日までに意見陳述者について募集いたしました。募集につきましては、
、
に書いてあるとおり、各機関で掲示したり、ホームページ等で募集したり、報道機関に情報を提供して募集していただいたりというようなことで、4月18日に執り行なわれました。

170件ご意見あったのですけれども、委員会でご議論いただいたように、選定委員の方4人に選出していただきまして、13の方が意見陳述されることとなりました。当日ちょっと急用で2の方が来られなかったもので、11名の方に意見陳述いただきました。下にいただいた方々の、どこに住んでおられるかというデータを示し、1ページめくっていただきますと、当日、意見陳述いただいた方のお名前と、どのようなご意見をいただいたということで、後ろの方に、170件全て掲載しておりますけれども、番号を見ていただくと、意見陳述をしていただいた方の意見書を見ていただけるような、そのような形になります。

あわせて、事務局の方に、99ページになるのですけれども、ファクスやメール、もしくはそのような様々な形で意見書が出されております。合計30件余りとなっておりますけれども、個人情報にかかわる部分等を除きまして、ここに全ていただいたものについて掲載しております。

以上が、意見のこれまで寄せられた意見の状況でございます。

続きまして、寄せられたご意見に関しまして、私どもの方で少し考え方をまとめてまいりましたので、資料4、A4の縦書きのものですけれども、ちょっと見ていただきたいと想います。

天塩川の河川整備計画に関して寄せられたご意見についてということでもまとめております。平成15年2月に、国土交通大臣によりまして、天塩川の水系の河川整備基本方針が決定されておりました、北海道開発局がこれを受けまして、河川整備計画を策定することとしております。

これまで、案の策定に当たりまして、学識経験を有する方々の意見を聞くために、この流域委員会を設置しまして、今日を合わせて6回の委員会を開催しまして、意見聴取会、去る4月18日に開催したところでございます。意見聴取会170件、先ほど申し上げましたように、その他30件余りございまして、合計で約200件のご意見が寄せられております。

いただいた意見につきましては、1、2、3ということで、大きく流域委員会の進め方、サンルダムに関するもの、その他に分類させていただいております。これらについて、私どもの基本的な考え方についてご説明したいと思います。

1枚ちょっとめくっていただきたいと思っております。天塩川流域委員会の進め方に関する主な意見ということで、3つ上げさせていただいております。

流域委員会は、サンルダムの是非を問う場ではない。流域委員会に別途検討会をつくり、個々の問題を議論することを提案する。議事録を公開すべき、必要な資料は公表すべきというご意見です。それにつきましては、私どもの考え方としてというか、まとめているのですけれども、まず、河川整備計画の策定手続に関してなんですけれども、河川整備計画は河川整備基本方針に沿って、当面の具体的な河川整備の内容を示すものでして、河川法には、以下のように

規定されております。

まず1つ目なのですけれども、第16条2に、河川管理者、私どもですけれども、河川整備基本方針に沿って、計画的に河川の整備を実施する区間について、当該の整備に関する計画を定めておかなければならないということが1点目でございます。

2点目としまして、第16条2の第3項ということにして、河川管理者は、河川計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、河川に関し、学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

3番目としまして、16条2の第4項でございますけれども、河川管理者は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、公聴会の開催と、関係住民意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4つ目として、河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ政令で定めることにより、都道府県知事、市町村長の意見を聞かなければならないということになっております。

また、政令の方で、河川管理者は、河川整備計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣にあっては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事にあっては関係市町村長の意見を聞かなければならないと、このように規定されているところでございます。

では、天塩川においては、どのようになっているかということでございますけれども、河川管理者である私どもは、平成15年2月に決定された河川整備基本方針に沿って、整備計画の案の策定に当たって、河川法の規定に基づいて、河川に関し、学識経験を有する

方や、天塩川流域に知見の深い方々の意見を聞く場として、15年5月に流域委員会を設置したところです。これまで、今日を合わせて6回の委員会が開催されて、天塩川の状況を説明したところでございます。今後、天塩川水系河川整備計画の原案を示して、引き続きご議論をいただいて意見を承ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、関係住民の意見を反映するという事で、公聴会の開催を予定しておりまして、関係住民の意見を伺って案を作成し、更に、知事の意見を聞いた上で整備計画を策定してまいりたいと、このように考えております。

法律の文案そのものにつきましては、お手元に資料3というペーパーをお配りしております。1枚めくっていただきますと、先ほど柏木の方から説明ございましたけれども、法律が改正する前の文案が記述されているところでございます。

また、ちょっとペーパーの方の3ページに戻っていただきたいのですが、流域委員会の議事録及びデータの公表についてということでございますけれども、記録については、第1回の流域委員会にその取り扱いが議論されまして、運営方針において、議事要旨として取りまとめすることが決まっております。運営方針については、お手元の資料集の方にファイルしてございます。

流域委員会において、また必要なデータにつきましては、これまでも事務局から提供しているところですが、また、あわせてホームページにおいて公表しておりますけれども、今後、資料が必要となれば、また委員会に提示していききたいと、このように考えているところでございます。

番目、サンルダムに関する意見がいろいろありまして、主な意見という形ですけれども、まず1つは、肯定的な主な意見ということで、最初に、流域市町村住民の生命・財産を守るため、災害が発生する前に、早期にサンルダムの建設を進めてほしい。下流の被害を効率よく軽減するダムが必要である。遊水地案は広大な農地が制約を受ける。渇水時の水辺環境を改善するためにサンルダムは必要である。サンルダムに地域の憩いの場、癒しの場としての取り組みを反映してほしいと、こういった肯定的なご意見をいただいております。

一方で、懸念を示す主な意見といたしましては、遊水地による洪水対策が有利。サンルダムによる費用対効果は過大である。サンルダムについて、サクラマスの自然が寸断される。ダムに依存せず、緑のダムを重視した森林の保水能力を高める方策が重要であると、このようなご意見を寄せられております。

そして、私どもの考え方ですけれども、まず1つ目として、地域の生命・財産を守る基礎となる治水対策につきましては、最も基本的な社会的基盤でございます。豪雨による河川の氾濫は、地域社会に大きな打撃をもたらすものでして、これは昨年度、全国各地で発生した洪水の氾濫による災害の状況を見ても明らかなものとなっております。

天塩川の治水対策の現状ですけれども、昭和初期に屈曲部の切り替えに着手が始まりまして、捷水路の開削、河道掘削・浚渫、堤防整備、岩尾内ダムの建設を進めてまいりましたけれども、現在の整備の状況は、委員会でこれまでご説明してまいりましたけれども、戦後最大規模の洪水に対してさえ安全ではない状況となっております。

す。天塩川河川整備計画では、戦後最大規模の洪水を当面の目標に洪水対策を進めていくことを考えております。

サンルダムによる治水効果ですけれども、サンルダムは、堤防の整備や河道の掘削等の河川整備と相まって、洪水調節することで、ダム下流の名寄川及び名寄川合流後の天塩川に治水効果を発揮する、そのような事業です。治水対策の費用対効果は、全国で一般的に用いられている手法で検討した結果、十分な投資効果があると考えておまして、事業費については、更に今後新たな技術開発に取り組むなど、コストの縮減に努めて、事業の効果的・効率的な推進に努めてまいりたいと考えているところです。

また、平成15年に、皆様もご存じかと思えますけれども、夏に発生した台風15号によって、日高地方の沙流川では、本流や支流から大量の流木が発生しまして、二風谷ダムでは、私ども管理しているダムでございますけれども、約5万立米の大量の流木を捕捉いたしましたしまして、ダム下流で、ダム上流で見られたような流木の被害はありませんでした。流木被害は、橋梁の損壊や堤防の破壊など、直接的な被害だけではなくて、海に流れ出ますと、航路の障害だとか漁場・漁具等への被害を引き起こしたり、海流に乗って、遠くの海外へも被害を拡大させるため、貯木効果のあるダムは、洪水調節とあわせて、流木被害の軽減に有効と言えるかと考えております。

次に、サンルダムによる渇水時の効果でございますけれども、サンルダムでは、融雪期や洪水時の水を一時貯留し、夏期・冬期の流量が少ないときに水を補給いたしまして、既存の水道用水、かんがい用水等の安定的な水位を確保するとともに、動植物の生息・生育等に必要な河川の流量を補給します。サンルダムは、渇水時におけ

る河川環境維持のための流量を確保する、そのような計画になっておりますので、常にダム下流に対して適切な流量を補給するため、ダム下流に無水・減水区間が生じ河床が干上がるようなことはございません。

サンルダムと遊水地の比較ということですが、名寄川のように河床勾配が急な河川では遊水地により十分確保しにくく、効率がよくないということです。遊水地により、河川整備計画の目標としている戦後最大規模の洪水に対応する場合、天塩川流域の当該市町における洪水を防御する対象となる農地の、およそ1から3割が遊水地内とあり、洪水時には冠水して営農に影響が出ることとなります。また、河川整備基本方針の洪水に対応するためには、名寄川流域で洪水を防御する対象となる農地の、ほぼ全域が冠水することとなります。

このため、農業が主要産業となっている天塩川流域の地域に与える影響は、経済的、社会的に大きいと考えられます。サンルダムと遊水地案を比較すると、経済的にも効果の発現、超過洪水対策ということで、また、遊水地案は基本方針になると規模を大きくしなきゃいけないということ、普段貯水池がないために利水の低水管理にこの代替案がないことから、総合的な対策としてダムが有利かと考えております。

生態系の保全ですが、先ほどパワーポイントで簡単に説明したのですが、サクラマスは広い範囲に確認されておりまして、貯水池になる箇所以外にも多くの産卵床があるので、遡上効果の機能を確保することによりサクラマス生息環境への影響を最小限にしたいと、このような考えでございます。

森林の保水機能ですけれども、先ほどパワーポイントでご説明したように、天塩川の治水計画は流域の約7割を占める森林の存在を前提としておりまして、日本学術会議でも出されているように、森林の機能と河川の整備が相まって目標とする安全度を確保されるものと考えております。

サンルダムの周辺整備なのですけれども、下川町を事務局として周辺整備検討会ということで、具体化に向けた検討が進められています。併せて私どもダムを生かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図って流域の貢献の発展を図ることを目的として水源地域ビジョンというものを順次策定しております。サンルダムについても、このような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また最後に、その他の主なご意見ということですが、ごみの不法投棄だとか、河川維持、緊急時の情報連絡のことにに関して意見を寄せられております。

維持管理については、私どものみならず関係住民と連携して、清掃、巡視、河川管理の支障になる場合は必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、情報伝達体制については、天塩川、名寄川は洪水予報指定河川と水防時警報指定河川ということで、洪水予報については気象台と共同して発令を行って、関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じてお知らせしているところです。

また、水防警報に関しては、上川支庁を通じて水防活動が必要な場合に、水防管理団体である市町村に水防活動の指示を与えているところでございます。

各自治体におかれましては、状況に応じて広報車、防災無線、サ

イレン等によって住民に情報を伝達していると、このように伺っているところでございます。

以上でございます。

清水委員長

ただいま意見聴取会及びそれに前後して寄せられたたくさんの意見を簡単に整理していただいて、それに対する開発局の考え方も整理していただきました。

計画の内容については、今後この委員会で十分個々について議論していきたいというふうに思いますが、これらの意見について、たくさん寄せられた意見をどういうふうに扱うか。それから、意見陳述会も、その意見の中には意見陳述会をもっとやるべきだとか、それから単なる陳述じゃなくて協議会というか討論会みたいなものにしたほうがいいとか、多くの意見もあります。

更に今の委員会の進め方についてもちょっと疑問を、いろいろ意見があるのですけれども、これらについて皆さんの意見を聞かせていただければいいなというふうに思うのですが。

岡村委員

今、意見に対して開発局のご意見を伺ったわけですが、私はちょっと順番が違って、整理してもらったところまでは整理していただいて、それを踏まえて委員会で議論をして、それをお聞きしたときに開発局の考え方をお聞きしないと、この委員会の意味がなくなってしまうのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうかね、ほかの方。

酒向委員

私もそのとおりと思います。この意見をまとめる程度でよかったのではないのかなと。これ一步踏み込み過ぎて自画自賛しているところがあるところがちょっと行き過ぎですね。

それと、意見陳述について、今回170件もの多くの関心いただきました。しかしながら、この統計を見ますと、やはりこの土別、名寄近郊、上下流域にとってはまだまだ少ないかなと。

そして、今回欠席なされている委員さんもいらっしゃる天塩のほうとか、そちらの方の意見が逼迫した状況にある中でシーンとしているのは、これ私どももそれは放っておけないなと、そういうところの意見も十分聞かなきゃいけない。住民の意見も聞きたいと、こう思っています。

ここからちょっと余談になるのですが、いつも土別でやるのですが、たまに留萌開建さん側でやってはどうかと思います。

出羽委員

中身の場合に、あとから38件ぐらい意見寄せられていますね。それについて、11番、12番、それから一枚めくった7番、8番というのですが、これ同じものですよ。ダブって入っているので、これ削っておいたほうが良いと思うのです。同じものがダブって入っています。

それから、文章が全く同じ、1部ですね。同じ文章を使われて、恐らく別な人からでしょうけれども、それはそれでいいのですけれど

ども、ちょっとどうかなというふうに思うところありました。

それで、僕もこの170名というのは。こんなにたくさんになるというふうに思わなかったのですけれども、僕自身の印象、いろんな意見が出ました。ただ、僕が受け取った一番のことは、やっぱりダムに関する意見一番多かったのですよね。ダムに疑問を持っている方はいろいろな意見出したのですけれども、ダムを推進してほしいという人の中からもダムが天塩川水系の自然生態系にどういう影響を与えるのか。内水面漁業にどういう影響を与えるのか。そういうことをもっと知りたいという意見もありました。ということは、もっと広く住民も含めた検討が必要だということをややはりいろんな人が言っていると。そこは僕、一番受け取ったところなのです。

それと、この前の陳述会11名で、13名ですか、結果的に11名ですから、やっぱりこれはまだまだ足りないので再度やる必要あると思いますが、ただ、この前のあれ僕もちょっと意見も、もっと確認したりしたかったことがあるのですが、時間がなくて聞けなかったと。だから、ああいうやり方ではやっぱり実り少ないのではないかと。

先ほどからも、ダムの問題に関連したことに終始しがちで、僕も河川敷の自然生態系とか、生物多様性とか、河畔林の連続性の問題とか、そういう意味でもっと、テッシ、蛇行の復元とかいろいろあるのですよね。

ですから、先ほどからも出ていましたように、意見陳述なり、そのものの意見からも、意見書からもありますように、やっぱりダム問題について別に委員会といいますか、専門に検討する委員会をつくって、そこでダム問題のメリット、デメリットはきちっと検討し

てもらおうと。この流域委員会は、もちろんそれに関連してきますけれども、もっと広範に本来もともといろいろあるわけですから、それを検討していくということが必要じゃないかなというふうに思っています。

僕は、それなぜそういうふうに考えたかというのを文書でまとめてきましたので、全部話しますと、また長くなりますので回しますから、見ていただきたいと思います。

清水委員長

ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。

岡村委員

私も、今日もたくさんの委員が欠席されているということで、ああいう形のものを何回も開くというのは物理的に無理じゃないかと思っています。かといって、この委員の中だけで物事を決めていくというのも問題で、いろんな考え方を持っている方の意見を聞く必要がある。だから、これだけインターネットだとか、いろんなファックスだとかの手段が発達していますので、そういう意見をどんどん寄せていただいて、それを今日はちょっと整理のし過ぎなのですが、整理したものをこの委員会に出していただいて、それを委員会で議論するという形にしていかないと、私は物理的にいろんな意見を反映した委員会にならないのではないかと思いますけれども。

肥田委員

私は冒頭ちょっと申し上げたのですが、やっぱりこの流域委員会の中でのみダムの建設の可否というものを決めてしまうというのは、非常にちょっと私も責任すごく感じますし、逃げるわけではないのですが、やっぱりそうすべきではないかなというふうに思います。

そして、やはりサンルダムと言われる下川町さん、地元さんの方が1人も入ってないし、そういう地元の思いというのはやっぱり尊重しなければならないという部分と。そういった部分では、やはり開建さんの方で環境の関係もいろいろ出てくるのですが、建設するとしたときに、じゃどう環境に配慮するのか。そういう反対している人たちの部分の、どう接点を求めていくのか。そういうコンセンサスをとることを努力していただきたいということを、やっぱり強く望むのですね。そういった部分で、やはり別にちょっとした委員会なり、懇話会なり、そういうものを作って、そちらの方でその部分を専門的にやっていただきたいなという希望を持っております。

黒木委員

今、岡村委員が言われたように、私も、これ以上、また意見陳述会のようなものを開くのは無理だろうと、そんなふうに思います。当然、意見を寄せる方法はいろいろあるわけですから、それをそれぞれ委員がよく読まれて、その上でここで議論すればいいのだろうと。あくまでも、計画を策定されるのは国でありますから、我々はそれに対して意見を言えばいいと。ここで取りまとめる必要も、恐らくないはずです。両方を言いつ放し、言いつ放しというのもちょっと変な言い方ですけども、もし意見がまとまらなくても、この委員会として意見がまとまらなくても、それはそれで議論の流れを

皆さんに見ていただく、聞いていただく、それでこの委員会としての役割は果たせるのだろうと、私はそう思います。

それから、先ほど、もっと別の専門委員会のようなものを作ったかどうかということではありますが、それはむしろ、そういう決定をするわけではないという立場になりますと、むしろ多少時間がかかっても、この中でいろいろ議論すべきではないのだろうかと、そんなふうに思います。

田苅子委員

私も、この機会に一言申し上げたいのですが、以前にこの会議というものの性格をしっかりとやっぱり頭に整理をして会議を進めなかったら、私はおかしいことになってしまうのではないかと。その中で、国当局から私どもに諮問があって、ここで答えを出して答申するという形のものでは、全く性格が違うということ、これはしっかりと、やっぱり頭に入れておく必要があるのではないかと。河川法の中に、先ほどもご案内ありましたけれども、こういった流域委員会を通して、自由闊達に皆さんが思っていることを、やっぱり国当局にそれを率直に申し上げて、整備計画を立てるときに、しっかりとそれを参考にしてくださいと。それをしっかりと聞き置いてくださいと。私はそのことが最終的に、そんな落ち着き方になるのではないかと。ただ、この中で、いろいろな意見は、いろいろなことがあっても、最終的にはやっぱり結論じみたことを、お互いに誘導するような形の中でコンクリートにしてしまうとなったら、非常に私はこの流域委員会の中というのは窮屈な会議で、人の顔色を見て発言をしなければならないとか、私はもっとフランクに、いろいろな経験

を踏まえて、また、みんなの意見が外から入ってくるものもしっかり聞きながら、それをしっかりと、ここでやっぱり話をして、最終的には開発の皆さんがそれを受けとめて、整備計画を作るときに大いに記録も残し、また協議もしてもらいたい。私はそうでなかったら、これは大変だなと、率直に思っております。

それから、今まで議論してきたことが何回か、ここでまた繰り返しをやっていることも、大変気になることでございます。

出羽委員

田苅子さんから、黒木さんからもそういう意見ありましたけれども、やっぱり今、名前はどういう名前か分かりませんが、専門委員会なり、拡大委員会なり、分かりませんが、やっぱりそういうサンルダムに焦点を当てた検討会を、この流域委員会を主体に作るなり、関連して作るなり、やっぱりそれは必要だと思います。そうしないと、やっぱり意見があっち行き、こっち行き、焦点が定まらないのですよね。岡村さん言いましたように、ほかの問題がまだいっぱいあるわけですね。いっぱいというか、幾つかあるわけです、検討すべき。そこにやっぱり、なかなか話もいかない。ですから、そういうものをぜひ作って並行して進んでいくということ、そういう整理は必要だというふうに思います。

それから、もう1つ、今日、本当は魚のことなんか、前川委員が来ているといいのですが、欠席されているのですが、前川委員からメールが来まして、清水委員長に、今日出席できないので、この前の意見聴取会等含めて意見ありましたということを知りましたので、そういうものはきちっと文書で配付してほしいと。ここにちゃんと

出してほしいというような意見ですから、ほかにももし、欠席されている方でそういうことがありましたら、ぜひ全部出していただきたいのですが。

清水委員長

その件につきましては、前川先生の方からいただいている意見は、委員会の結論を早急にすべきでないということと、それから、協議会みたいのものというふうなメールはいただいています。ただ、欠席の方からいただいたメールを全ての方に配付するというのは、果たして適当なことかどうかというのは、ちょっと分からなかったもので、ちょっとそれは今回控えさせていただきましたけれども、もしそういうことであれば、次回からは、事前にいただいた意見は配付するようにしたいと思います。

出羽委員

いや、次回からじゃなくて、今回そうしていただきたい。というのは、前川さん、やっぱり自分が出席できないから、いろいろ考えて意見を出しているわけですよ。それを今の委員長のように、箇条書き的に一、二行言っただけでは、前川さんの意図ということになるわけですか。これはっきりやっぱり出してください。

清水委員長

私宛てのメールだったもので、委員会各位というメールでしたら、お配りしようと思ったのですけれども、私宛てのメールだったので、そういうことを踏まえて議論しようかと思っていたのです。申しわ

けありませんでした。

出羽委員

ですから、文書で今、配付してください。

石川委員

私にも一言、言わせてください。

私は、本当は今日は、この前ご意見をお聞きしたし、その後にくださった意見もあるし、これらについて、どう考えていくかということ話す機会なのだと思っていたのですよ。そのことが大事なので、何遍、意見陳述会をやったっていう、回数の問題じゃないわけですよ。だから、本当は今日、そのつもりだったのだけれども、少なくともこの次は、このいただいた意見を踏まえて、内容について議論の時間を取るべきじゃないでしょうか。その上で、必要とあれば、第2の意見陳述会を考えることもよし、あるいは小委員会なり、分科会なりを設けることもいいでしょう。まずもって、そういうふうにしてやっていくべきだと思いました。

清水委員長

私、前川先生に再度確認して、前川先生からいただいたメールは、皆さんにお配りしてよろしいでしょうかという確認して、よろしいというご返事をいただきました段階で、皆さんの方にお配りいたします。

ちょっとプライベートと、ちょっと勘違いというか、勝手の判断したところもあるかと思います。

出羽委員

清水さんに送ったということは、委員長に送ったという意味なの
ですよ。個人に送ったという意味じゃないはずなのですね。

清水委員長

申し訳ございませんでした。私の不届きだとすれば、申し訳ござ
いませんでした。

この意見陳述会に寄せられた意見、今、この委員会のほかに別の
専門委員会ですか、というのを作ってというのがあったのですけれ
ども。

柏木課長

事務局といえますか、開発局で委員会をお願いしている立場から
申し上げますが、委員会をお願いしたときに、設置要領にあります
とおり、この委員会で何をさせていただくかというのは、それに書い
てございます。それには、天塩川の河川整備計画の案について意見
をいただくと、こういうことが目的で、きちっと書いてございます。
それが守備範囲でございまして、専門委員会を置くとか、そういう
ようなことはお願いもしておりませんし、いわば開発局でお願いし
た範疇を、もうこれは越えることと、こういうふうに考えておりま
す。

それから、2つ目ですが、案に対して意見をいただくということ
でありますので、私ども、まだ周辺状況の説明をずっと、縷々させ
ていただきましたが、まだ案は提示しておりません。前々回といい

ますか、前回といたしますか、2月に開かれた委員会におきまして、6月ぐらいを目途に案について提示をさせていただくと、こういうお話を申し上げました。今日のご議論でも、ダムに意見が集中して、全体の議論になっていないというような、私どもが案を提示していないので、その全体像が明らかでないということもあろうかと思えます。

したがいまして、次回は、審議を取る時間があるかどうかというのは委員会の運営でございますので、委員長にお任せするとして、案について、私どもはこういう案で考えておりますということについては、次回の委員会で提示をさせていただくと。こういうことをしたいと思えます。これは、委員会がそもそも、その案について意見を言う、そういう場だということでございますので、そういうふうにさせていただきたいというふうに考えております。

田苅子委員

先ほど、酒向さんから、留萌で開催してはどうかというお話ありましたけれども、これはまだ、どうするかという考え方も、いろいろあると思えます。開発の皆さんも、どう考えるか分かりませんが、私は交通の関係から、私も合併問題で、これから多くの今、重要な仕事を抱えておりますので、あるいはこれからのこの流域委員会に本当に出られるのだろうかという中で出て来ているわけですね。だから、天塩の町長さんも、最近はほとんど見えられてないと。私はやっぱり、地元でこういった大事な会議がありますから、万難を排して出て来ている関係もありますので、そこら辺はやっぱり、皆さんも大変お忙しい立場にあると思えますけれども、よく考えて、

そこら辺はご案内いただかなきゃならんと、私はそう思っております。

出羽委員

今、事務局から話があったのですが、この流域委員会の設置要項に、必要な場合は部会を設置することができるかとあるはずですね。ですから、これは設置しても、何らおかしくないし、やっぱり今の状況では、そういうことを少し整理して検討を進めた方が、僕は早く進むと思います。ですから、ぜひ、名称は別にして、設置することが必要だということを述べます。

ですから、実際はこの前の意見聴取会170名、その後のも含めると、200ぐらいあるわけですね。それを、ただあれだけのやっぱり、11名だけの意見陳述だけじゃ、やっぱりどうしたって足りないと思います。それと、ただ、あのやり方だと、やっぱり何か素通りしていくというか、やっぱりお互いに検討する場は必要だと思うのです、住民を含めて。だから、そういうことを含んだ、だからそういう意味では拡大ということになりますけれども、この流域委員会の下にそういうものを作ってやる方が、僕は早道だと思いますし、整理がされていくと思いますので、ぜひそういうことをやっていただきたいというふうに思います。

井上委員

次回に整備計画の原案の提出あるというので、その資料を見てから、そういう議論でよろしいのではないかとこのように思います。やっぱり、今まで何か、いろいろなデータをいただいて説明を受けて

いるのですけれども、具体的な計画原案というものを見ないことには、もう頭の中、整理がつかないというのが現状ですので、1回それを見て、じっくり説明を聞いた後で今後の方針を決めればどうかというふうに思います。

黒木委員

説明を聞いた後でということで、もちろん結構でございますが、もし部会を仮に作るとしまして、将来の話としてもですね。何かこの委員の皆さんが何人かお入りになるのでしょうか、結局、全員が入らない別の会議があって、そこで何か結論が出てきたら、我々はそのに対して責任を持つわけにはいきませんね。ですから、私、先ほど多少時間がかかってもと申し上げました。この場でやはり議論すべきだろうと、集中してですね。それで十分、もともとの負託には応えられるのだろう。あるいは、地域の方々のご懸念に対しても答えられるのではないかなと。それから、もちろん地域そのものに関しては、別に開発局の方で、地域のご意見を聞くと、それを更に案の中にも反映させるというプロセスが、これは法律で決まっておりますから、それはそれでよろしいのではないかなと、そんな気がいたします。

酒向委員

先ほどの流域委員会発足についての説明いただきました。今まで何やってきたのかなと、つくづく思います。河川整備計画の原案、先に提示されて、それから天塩川流域委員会を発足してという流れは、この要項の中にありますし、そこは理解しました。しかしなが

ら、今まで原案なしのまま、整備計画の原案なしのまま今までやってきたという、そのことについては、いかがお考えですか。

柏木課長

まず、整備計画というものをご議論いただくに当たりましては、河川整備計画で求められている中身、あるいは、それに関連する諸状況について、どんな状況になっているのかということをご理解いただく必要があるだろうということで、まず、その状況をご説明するというところでやってまいったわけでございます。今の段階で、相当、計画の中身について、皆さんでこういうご意見をいただけるような状況になりましたので、今の時期は、もう原案を提示する時期だろうと、こういうふうに考えております。

出羽委員

今日も含めて、これまでも何度もやっぱりいろいろな意見が交錯しているわけです。もちろん対立する意見もあるし、いろいろな意見あるわけですね。それは率直に討論を進めていくということは必要だと思っておりますが、そういう段階で原案を出すということは、僕にはちょっとよく分からないのですが、結局、そうすると両論併記かですね、そういうことに関しては、今までと結局同じ形で出されて、それを更に検討していくということになるのですか。

柏木課長

繰り返しになりますが、案を決めるのは河川管理者というふうに法律上規定をしております。つまり、河川管理者、この場合は国と

ということになります。その国ということの権限を今、北海道開発局ということに権限が下ろされていると、こういうことであります。

ですから、案を策定するのは国でありますので、国として、その時点で考える案をお示しすると、こういうことになります。それについて、委員の皆様方には、先ほど申しましたように、規定としましては、専門家として、正確に言うと河川に関する専門というふうに書いてありますが、専門家としてのお立場からご意見を伺うというのが法律上の趣旨であります。

出羽委員

僕は、それ違うと思いますね。形の上では、確かに言われるとおりだと思います。でも、なぜこの流域委員会があるのか。例えば管理者が案を作るにしても、流域委員会を尊重して作るという意味ですね。流域委員会で検討されてきたことを反映させて。

流域委員会で、例えばダムに関して最終的なコンセンサスが得られるかどうかは分かりませんし、そこまで絶対やらないといけないということでもないかもしれません、それはね。ただし、少なくとも、いろいろな、例えばダムに関しては、メリット、デメリットがどういうことがあるのかははっきりさせて、それを比較検討できると。そういうぐらいまでやるべきですし、例えば、サクラマス資源にしても、どういうダメージを与えるのか。その辺だって、まだはっきりしないわけです。そういうことが幾つかあるわけです、大事な問題が。そういう段階で、だからまだ、じゃ流域委員会の何を尊重して原案を作ろうとするのか。形から言えば、確かにそうですよ。しかし、僕にはそれは理解できないし、そうじゃないと思う。まだ、

そんな段階じゃないと思います。ですから、もっとやっぱりここで検討、それは意見が対立するのは、ずっとそうなるかもしれませんがけれども、問題点をもっとはっきりさせる。ダム問題に関しては、やっぱり別に分けて整理して、きちっとやっぱりそういう問題点をはっきりさせると、そういうことを経てからの問題だと思います。

田苅子委員

出羽先生、議論は、意見交換は非常に大事なことだと私は思いますけれども、ルールのように、先々、主義主張といいますか、考え方の接点のない議論をやっていても、これはここで答えを出すということは大変なことなわけですから、思っていることを、きちっとやっぱり、委員の立場で皆さんからいろいろなことを聞いたりしたことを、この委員会の中でしっかりと代弁をしてあげて、そして、やっぱり聞いてもらって、それをしっかりこれから進める作業に生かしてもらえば、あるいは責任ある立場が国、開発の関係のお仕事になりますから、それは責任持ってやっていただくことなのですが、本当にここで結論を出そうということになれば、これはちょっとおかしな、出席者の数の問題とか、いろいろ難しいものがありますから、やっぱりフリーに、フランクにいろいろなことを、本当にどぎついぐらいの激しいぐらいの意見でもいいから申し上げて、ただ結論は、ここではやはり出せないものだと私は思っていますので、それは出羽先生思っていることは、自由にご発言されても結構じゃないかと思っていますけれども、ただ、じゃ何を目標に、いつまでそういうことを話し合っていくのかというのは、やはりタイムリミットというのを考えながら議事をさばいていかなきゃならん委員長の

お立場もあるでしょうし、我々はそこら辺はやっぱり、節度のある協議に対応していかなくやならんと。私自身はそう思っておりますけれども、これもこの流域委員会の中の私の考えという中で、皆さん賛同してもらわなくや困るというわけでは、そんな立場にもありませんので、そういうことで、私はこれからはぜひ進めてもらいたいなと思っております。

岡村委員

そうですね、いろいろな内容を含んだ原案が出てくると思いますので、そのダムの問題、それぞれ重要なもので、そんな無数にあるわけじゃないと思うので、何点か、重要な問題があったら集中して、それに対して、1回ずつ集中して議論をします。この委員の人たちがやっぱり、合意はできないかもしれませんが、きちっと議論をして、情報だけは共有するという形の方が、どこかで違うところで議論して、それを持ってきて、ここで出そうと思っても、なかなか情報の共有というのはできなくなってしまうと、私はそれがまずいなと思うので、私もここで、1つ1つの問題をきちっと解決して、解決はできないけれども、議論した方がいいと思います。

梅津委員

実は手元に、いつの時期だったですか、この整備計画策定スケジュール表というのを持っているのですが、この中で、実は17年度に入りましてから、整備計画原案を審議するという、そういうようなスケジュールになっておりますが、その中で関係住民の意見聴取会もあるよという、そういう説明になっていました。しかし、16

年度ですか、まず3回、4回、5回と、3回は流域概要であるとか、治水、利水、環境、管理、更に4回目は現地視察会ということで、治水にかかわる議論を深めたということ。更には、5回には、治水、利水、環境、管理の意見交換をしたということで、この中で実は消化不良の部分が若干あるのでなからうかということをおもひまして、これからの効率よく意見をといひますか、この会議を進めるのに、このスケジュール表の見直し、きちっとやっていただければ取り組んでいきやすいのではないかなと、そんなふうに考えます。

岡村委員

先ほどの発言で、もう1つ、言い忘れたのですけれども、いろいろなテーマを決めてきちっとやっていく、その前提で、それをきちっと公表して、それに対していろいろな流域の方、あるいは流域以外の全国の方にいろいろな意見を出してもらおう。それを整理して出してもらって、議論の資料としても出してもらおう。そして、この中で議論をするというのが、物理的に無限に時間があるわけではないと思ひますので、私はそういうやり方の方がいいかと思ひます。

清水委員長

それで、先ほど事務局の方から、次回には原案を出して、その原案から議論してはどうかという話がございまして、それに対して賛成、反対の意見が出されているのですけれども、ちょっとそれについて一言ずつご意見をいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

岡村委員

それを次回出していただくということであれば、それはそれでいいかと思います。

梅津委員

私も同じです。

井上委員

先ほどと同じです。

肥田委員

はい。

出羽委員

僕はまだ、完全に時期尚早だと思います。

辻委員

今日の資料3のとおり、新しい作成制度に従って、それでいいと思います。

田苅子委員

私は原案を出していただいた方がいいのではないかと考えています。

酒向委員

私は、2つの意見ありまして、この間の公聴会で意見がかなり出たと。まだまだきつと出るだろうし、偏りがあると。天塩川流域は面積が広うございますので、いつも土別ばかりで開催してというような、情報収集にも偏っているのではないかなという部分もございます。

あと、もう1つは、天塩川流域委員会の発足という、この法第16条2第3項ですか、この中で起きている、我々いるとすれば、整備計画、原案がなければ、次進まないということになりますし、私ども全て法で絡まれた中でいくと、次に公聴会が法の下に開かれていくという、その流れ。法の下で呼ばれているのであれば、必然的にそうはなっていくかなと、皆さん安心したような顔なされていますけれども、もうおっしゃるとおり、第1回目といいますか、一番最初の資料でも、その流れはやってきたと。そこで落胆するのは、今までやってきたことは何なのかという、そこなのですよ。やるなら、最初から出すのが、法の下委員会だったのですよね。これ今になって出してくるといふ、もう今さらどうしようもないですけども、そこの落胆は私にはあります。法の下でがんじがらめにいくのか、もっと住民の意見を聞いてからいくのか、その押し方で、法でいくのだといえ、もういたし方ないですし、しかしながら意見はもっとありますし、今なお偏った意見しか出ていない。なぜならば、今示していただいた資料にあるように、天塩川流域の下流側の意見というのは、余りにも少な過ぎる。そして、天塩川上流、そしてダムに直接関連する担当町村ばかりの発言が多いのですが、川というのは、結果が下流に出ますので、その一番下でその結果を甘んじて受けなければいけない人、または委員さんの発言しやすいよう

に、上流の委員さんが発言しやすいような委員会の場所の設置もあれば、下流の委員さんの発言のしやすい設置方法もあるということで、いろいろな意味でのフェアな委員会設置をしていただきたいと思います。

黒木委員

案は、次回、ぜひお出しいただきたいと思います。

ただ、ちょっと注文がありまして、進め方ですね。先ほど梅津委員が言われたように、次回以降の予定を、何を議論するかというのをあらかじめお知らせいただいて、その部分は少なくとも、もう局の方から、日本語のことですから、特にご説明なしでもいいのではないかと。若干、お役所用語的なものがあるかもしれませんが、それはそれで議論の中で明らかにしていくと。もう、この中で議論をぜひさせていただきたいなど。また集まって、2時間のうち半分が文章を読み上げるだけで終わらないように、そんなご配慮をぜひお願いいたします。

石川委員

言い出すと切りがないので、申しわけありませんが、酒向さんも、私の記憶が正しければ、最初から委員会に出て、今までも動きや経過というものを十分、ご一緒に考えていただけていたのだと思っていましたけれども、何か今日は、突然のようにお考えが分かりにくくなってしまって、私には。

それと、もう1つは、今も黒木さんがおっしゃったように、テーマを決めて、委員長がこのテーマについて話しますということで、

それに関することを発言していただかないと、何かこのことを話そうと思っても、こっちへ飛んだり、あっちへ飛んだりということで、一体、今日は何を審議したのだということになっちゃいますので、どうぞこれからは、考えて進めていただきたいと思います。以上です。

先ほどのことは、皆さんと同じで結構です。そうなのでひとつ、次回の原案を、それでいいと思います。

出羽委員

次回の原案について、はっきり時期尚早だと言ったのは僕だけなのですけれども、それはそれで仕方がないです。

もう1つ、意見聴取会をどうするかという問題残っています、今後ですね。僕自身は、だからこの前と同じような形では、余り意味ないので、ほかの人の意見も含めると、もう少しやり取りできるような、そういったことも含めて、先ほど来、ダムに焦点を当てた、そこをどうするかというのは、まだ決まってないということが1つと、もう1つは、テーマを決めてやるというのは、僕も大賛成です。次回以降ね、はっきりさせて。

この僕の意見の最後に書いたのですが、そのときに議事録ですね。要約された議事録は送られてきて、ホームページにもそれは公開されるわけです。しかし、僕自身も、ここに書いているように、一月とか二月经つと、何を話したか思い出すのに結構大変だったり、ということもありますし、ホームページで流域住民の人が見たら、これ何だか、相当部分は分からないと思います。これは確かに最初に、設置要項で運営方針のところを決めたことなのですからけれども、やっ

ぱり議事録は全部公開すると。これは石狩川流域委員会でもとっくにやっているのですね。あちこちでやっていることなのです。ですから、これできないはずないので、その再検討をぜひ次回、それ検討していただきたいということです。

酒向委員

先ほど、委員の方から名指しでご指名受けましたので、ちょっと答弁させていただきます。

私、本当に天塩川流域懇談会のと時から、ずっとかかわっております。そして、河川整備基本方針案の作成のときに、社会資本整備審議会に黒木先生と行って、河川の分科会の方で意見も述べさせていただきました。そして、その中で基本方針が出来てきて、基本方針の中にサンルダムという言葉は入っておりません。それをもって、次、天塩川流域委員会に呼ばれまして、参加させていただいております。当初より、サンルダムというのは、なかなか議題に上がらなかった。核心に触れてこなかった。この問題、皆さんの心にあったと思うのですけれども、それは後でと、というような流れがあったと思います。そして、サンルダムというのが議題に上ってきたのは、つい最近のことでございます。直接、サンルダム可否については最近のことです。そこで私どもの態度を今はっきり言っているだけで、先ほどの委員さんに言われるように、どこかで態度が豹変したとか、というような、ちょっとお話伺いましたけれども、私、心外でございます。自分の思いをずっと出してきているだけでございますし、これからも委員会の中で述べさせていただきたいと思います。そして、本当に一番最初からここにいる者ですし、私はずっとここで住んで

おります。二、三年で転勤する人間ではございません。そして、この天塩川流域で、私はほっちゃれとなって、きっと死んでいくのでしょう。そういう人間です。ですから、そのような立場での発言をしております。

以上でございます。

清水委員長

本日は、先ほど、皆さんからご指摘受けているように、議事の整理がひとつちょっと悪くて、焦点がぼやけてしまいました。大変申しわけございません。次回以降、注意したいと思います。事前に議事進行などについても皆さんに相談して、その日に議論するテーマというのを絞ってやりたいと思います。

また、議論を深めるためにも、広めるためにも、原案があった方がいいのではないかという意見が大勢のようなので、次回あたり示していただいて、議論を深めたいと思います。また、意見陳述会を今後どうするか、それから、更に別の部会を作ってどうするかというのは、まだちょっと議論不足かと思しますので、計画そのものの議論も進めるとともに、そういういただいた意見をどうするかというの、次回以降、また並行してできれば、していきたいなというふうに思います。

エンディングということで、よろしいでしょうか。

では、そういうことで、今日は大変申しわけございません。時間がオーバーしてしまいましたけれども、あと事務局の方から、次回以降について説明何かございますか。

井田課長

議事要旨の件なんですけれども、修正という話も出ておまして、実際の発言内容がどうなっているかということもありますので、ちょっと再度、事務局の方で調整させていただきたいと、このように考えております。

また、次回のことなんですけれども、今日のご議論を踏まえて、次回をめぐりに整備計画の原案という形で取りまとめてお示した上で、引き続きご議論を深めて、意見を出していただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

出羽委員

今の議事録の修正に関して、僕の修正案のことだと思うのですが、この委員会でそういうふうに今、先ほど、最初に修正しますということを決めたわけですね。議事録の修正案のことですね。

清水委員長

承認は一応得ているわけです。

出羽委員

ここで修正しますというふうに承認したはずですね。それを勝手に、そういうことができますか。

清水委員長

承認されたということによろしいですか。申しわけございません。

では、そういうことで承認されましたので、ご安心ください。

本日は、どうもありがとうございました。

事務局の方に、司会の方、お返しいたします。

3 . 閉 会

横山計画官

では、これもちまして第6回天塩川流域委員会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。